

# 第41回 佐用町議会(定例)会議録 (第1日)

平成23年3月1日(火曜日)

出席議員  (18名)	1番	石 堂 基	2番	新 田 俊 一
	3番	岡 本 義 次	4番	敏 森 正 勝
	5番	金 谷 英 志	6番	松 尾 文 雄
	7番	井 上 洋 文	8番	笹 田 鈴 香
	9番	高 木 照 雄	10番	山 本 幹 雄
	11番	大 下 吉 三 郎	12番	岡 本 安 夫
	13番	石 黒 永 剛	14番	山 田 弘 治
	15番	西 岡 正	16番	鍋 島 裕 文
	17番	平 岡 き ぬ 糸	18番	矢 内 作 夫
欠席議員  (名)				
遅刻議員  (名)				
早退議員  (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	大久保 八 郎	書 記	尾 崎 基 彦
説明のため出席 した者の職氏名 (21名)	町 長	庵 迢 典 章	副 町 長	高 見 俊 男
	復興担当理事	山 田 聖 一	教 育 長	勝 山 剛
	総 務 課 長	坪 内 頼 男	企画防災課長	長 尾 富 夫
			住 民 課 長	谷 口 行 雄
	健康福祉課長	野 村 正 明	農林振興課長	小 林 裕 和
	商工観光課長	前 澤 敏 美		
	上下水道課長	野 村 久 雄	生涯学習課長	福 本 美 昭
	天文台公園長	黒 田 武 彦	上月支所長	木 村 佳 都 男
	南光支所長	春 名 満	三日月支所長	廣 瀬 秋 好
	会 計 課 長	新 庄 孝	消 防 長	敏 蔭 将 弘
	教 育 課 長	福 井 泉	税務課収納管理 室 長	橋 本 公 六
	建設課道路河川 管 理 室 長	上 谷 和 之		税務課長の 代 理 出 席
		建設課長の 代 理 出 席		
欠 席 者 (2名)	税 務 課 長	保 井 正 文	建 設 課 長	上 野 耕 作
遅 刻 者 (名)				
早 退 者 (名)				
議 事 日 程	別 紙 の と お り			

## 【本日の会議に付した案件】

- 日程第 1 . 会議録署名議員の指名  
日程第 2 . 会期決定の件  
日程第 3 . 施政方針について  
日程第 4 . 発議第 1 号 介護保険制度の見直しに関する意見書（案）  
日程第 5 . 議案第 6 号 兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更について  
日程第 6 . 議案第 7 号 佐用町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について  
日程第 7 . 議案第 8 号 佐用町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について  
日程第 8 . 議案第 9 号 佐用町手数料条例の一部を改正する条例について  
日程第 9 . 議案第 10 号 佐用町情報通信網整備分担金徴収条例の一部を改正する条例について  
日程第 10 . 議案第 11 号 佐用町災害復興基金条例の制定について  
日程第 11 . 議案第 12 号 佐用町上月地区センター条例の一部を改正する条例について  
日程第 12 . 議案第 13 号 佐用町三日月文化センター条例の一部を改正する条例について  
日程第 13 . 議案第 14 号 佐用町印鑑条例の一部を改正する条例について  
日程第 14 . 議案第 15 号 佐用町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について  
日程第 15 . 議案第 16 号 佐用町営住宅条例の一部を改正する条例について  
日程第 16 . 議案第 17 号 農業共済事業事務費の賦課総額及び賦課単価の決定について  
日程第 17 . 議案第 18 号 平成 22 年度佐用町一般会計補正予算案（第 5 号）の提出について  
日程第 18 . 議案第 19 号 平成 22 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 4 号）の提出について  
日程第 19 . 議案第 20 号 平成 22 年度佐用町老人保健特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について  
日程第 20 . 議案第 21 号 平成 22 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 3 号）の提出について  
日程第 21 . 議案第 22 号 平成 22 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案（第 4 号）の提出について  
日程第 22 . 議案第 23 号 平成 22 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 4 号）の提出について  
日程第 23 . 議案第 24 号 平成 22 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について  
日程第 24 . 議案第 25 号 平成 22 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第 4 号）の提出について  
日程第 25 . 議案第 26 号 平成 22 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 3 号）の提出について  
日程第 26 . 議案第 27 号 平成 22 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案（第 3 号）の提出について  
日程第 27 . 議案第 28 号 平成 22 年度佐用町歯科保健特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について  
日程第 28 . 議案第 29 号 平成 22 年度佐用町宅地造成事業特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について  
日程第 29 . 議案第 30 号 平成 22 年度佐用町農業共済事業特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について

- 日程第 30 . 議案第 31 号 平成 22 年度佐用町水道事業会計補正予算案 ( 第 2 号 ) の提出について
- 日程第 31 . 議案第 32 号 平成 23 年度佐用町一般会計予算案の提出について
- 日程第 32 . 議案第 33 号 平成 23 年度佐用町国民健康保険特別会計予算案の提出について
- 日程第 33 . 議案第 34 号 平成 23 年度佐用町老人保健特別会計予算案の提出について
- 日程第 34 . 議案第 35 号 平成 23 年度佐用町後期高齢者医療特別会計予算案の提出について
- 日程第 35 . 議案第 36 号 平成 23 年度佐用町介護保険特別会計予算案の提出について
- 日程第 36 . 議案第 37 号 平成 23 年度佐用町朝霧園特別会計予算案の提出について
- 日程第 37 . 議案第 38 号 平成 23 年度佐用町簡易水道事業特別会計予算案の提出について
- 日程第 38 . 議案第 39 号 平成 23 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算案の提出について
- 日程第 39 . 議案第 40 号 平成 23 年度佐用町生活排水処理事業特別会計予算案の提出について
- 日程第 40 . 議案第 41 号 平成 23 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計予算案の提出について
- 日程第 41 . 議案第 42 号 平成 23 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計予算案の提出について
- 日程第 42 . 議案第 43 号 平成 23 年度佐用町歯科保健特別会計予算案の提出について
- 日程第 43 . 議案第 44 号 平成 23 年度佐用町宅地造成事業特別会計予算案の提出について
- 日程第 44 . 議案第 45 号 平成 23 年度佐用町農業共済事業特別会計予算案の提出について
- 日程第 45 . 議案第 46 号 平成 23 年度佐用町石井財産区特別会計予算案の提出について
- 日程第 46 . 議案第 47 号 平成 23 年度佐用町水道事業会計予算案の提出について
- 日程第 47 . 議案第 48 号 佐用町防災会議条例の一部を改正する条例について
- 日程第 48 . 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 49 . 同意第 1 号 損害評価会委員の選任同意について
- 日程第 50 . 請願第 1 号 「取調べの可視化など刑事訴訟法の改正を求める意見書」に関する請願書
- 日程第 51 . 請願第 2 号 兵庫県教育委員会に対して「高校普通科の通学区・西播学区を拡大しないことを求める意見書」の提出を求める請願
- 日程第 52 . 請願第 3 号 「中小業者の自家労賃を必要経費として認めることを求める意見書」を国会及び政府に送付すること
- 日程第 53 . 予算特別委員会の設置及び委員定数について
- 日程第 54 . 予算特別委員会委員長及び副委員長の選任について
- 日程第 55 . 委員会付託について

---

午前 09 時 34 分 開会

議長 ( 矢内作夫君 ) それでは、皆さん、おはようございます。定刻少し遅れました、申し訳ございません。

開会にあたり一言ごあいさつを申し上げます。

さて、今期 3 月定例会は、平成 23 年度予算を審議する最もこう、大切な議会であります。本日より 3 月 25 日までの 25 日間を予定いたしております。長丁場ではありますが、議員各位には、体調管理には、十分お気をつけいただきまして、お願いをしたいというふうに思います。

今年度予算方針につきましては、後ほど、町長より詳細にわたり説明があるというふ

うに思いますが、議会といたしましても、全町民の皆さん方の福祉増進の見地から審議を尽くし、これら要望を町の諸施策に反映すべく努力したいというふうに存じておるところであります。

また、今議会は、今年度最後の本会議であります。当局により出席をいただいております管理職の方には、今年度を最後に、めでたくご勇退される方も6名おられます。その方々におかれまして、本当に、長きにわたり町発展のためにご尽力いただきましたことを、本当にありがとうございました。最後の議会になると思いますが、ひとつよろしく願いをいたします。

また、松尾議員におかれましては、昨年12月議会より病気治療のためということで欠席をされておったわけですが、今議会より元気で出席をいただいております。引き続きご精励をいただきますよう、よろしく願いをいたします。

さて、今期定例会において、本日付議される案件は、議員発議案件が1件、請願が3件、人事に関する案件が2件、条例に関する案件が11件、平成23年度各会計予算案が16件、平成22年度各会計補正予算案が14件、その他案件が2件で、計49件であります。

何卒、議員各位にはご精励を賜り、これら諸案件につきまして慎重なるご審議を賜り、適切妥当なる結論が得られますよう、願いをし開会のごあいさつといたします。

それでは、町長、あいさつをお願いします。

町長(庵途典章君) 皆さん、改めまして、おはようございます。早朝からご苦労様です。いよいよ3月に入りました。この3月の議会が開会をされ、皆さん方には、それぞれお元気にご出席をいただきまして、ありがとうございます。

3月に入って、非常に、このところ、いっぺんに春らしく、暖かくなりましたけれども、インフルエンザが、今、再び猛威を振るっておりまして、職員もかなりインフルエンザで、次々と休養をしている状況であります。今日の議会におきましても、税務課長、また、建設課長がインフルエンザで、今、療養しておりますので、欠席しておりますけれども、皆さん方も、インフルエンザ、特に、気をつけていただきたいと思います。

今、議長からごあいさついただきましたように、3月の、この定例議会におきましては、新年度に向けての23年度予算案、また、この22年度の最終の補正予算案、また、各皆さんの条例を提案をさせていただいております。たくさんの議案をご審議をいただくわけでございますけれども、是非、慎重にご審議をいただきまして、適切妥当な結論に導いていただきますように、どうぞよろしく願いを申し上げまして、開会にあたりましてのごあいさつにかえさせていただきます。よろしく願いを申し上げます。

議長(矢内作夫君) ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより第41回佐用町議会定例会を開会をいたします。

なお、今期定例会のため、地方自治法第121条の規定により、出席を求めたものは、町長、副町長、教育長、復興担当理事、天文台公園長、各課長、各支所長、消防長であります。

また、今、町長からもお話がありましたが、保井税務課長、上野建設課長から風邪のため病欠届が出ております。代理に税務課橋本室長、建設課上谷室長の出席を認めておりますので、報告をいたしておきます。

これより、本日の会議を開きます。

ただちに日程に入ります。

## 日程第 1 . 会議録署名議員の指名

議長（矢内作夫君） 日程第 1 は会議録署名議員の指名であります。  
会議録署名議員は、会議規則第 114 条の規定によりまして議長より指名をいたします。  
13 番、石黒永剛君。14 番、山田弘治君。以上の両君にお願いをいたします。

---

## 日程第 2 . 会期決定の件

議長（矢内作夫君） 続いて日程第 2、会期決定の件を議題といたします。  
お諮りをいたします。今期定例会の会期は本日 3 月 1 日から 3 月 25 日までの 25 日間と  
いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日  
3 月 1 日から 3 月 25 日までの 25 日間と決定をいたしました。

---

## 日程第 3 . 施政方針について

議長（矢内作夫君） 続いて日程第 3、施政方針に入ります。  
町長から施政方針を受けます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、第 41 回佐用町議会定例会の開会にあたり、平成 23 年度  
に向けての、施政方針及び予算編成方針についての所信を述べさせていただきます。

まず、施政方針でございますが、平成 17 年の新佐用町発足後、新町まちづくり計画に  
基づき、ひと まち 自然がきらめく共生の郷 佐用のまちづくりを目指し、町民の皆様、  
議員各位のご理解とご協力をいただき、厳しい社会状況、財政状況の中、国・県の合併支  
援を受けながら、旧 4 町の均衡ある発展を念頭に町政を進めて参りましたが、佐用町を取り  
巻く情勢は、低迷する経済情勢、人口の減少、過疎化の進行など、マイナスの要素が大  
きく、加えて平成 21 年大水害からの復旧・復興という新たな大きな課題が加わり、更に  
厳しい状況にあります。

特に、人口減少と少子・高齢化は、佐用町の学校教育、集落自治、農林業、商工業の経  
営など、町民生活全般に大きな影響を与えております。平成 17 年国勢調査で 2 万 1,012  
人の人口が、今回の調査では 1 万 9,273 人と、大幅に減少、1,739 人が減少し、今後の将  
来推計も更に少子化、高齢化の進行と人口減少が予想をされます。このような状況に、平  
成 21 年台風第 9 号災害が更に拍車をかけ、厳しい状況を更に厳しくしておりますが、私  
は、この現実を正面から受け止め、1 日も早く災害を克服し、まちの将来像を見据えて、  
今できること、やらなければならないことを、着実に実行することにより、町民の皆様が  
安心して生活できる住みよい佐用町のまちづくりに取り組んで参ります。

特に、子育て環境や教育環境のあり方をしっかりと議論し、将来のまちづくりを担う子  
どもを育てる環境の整備に取り組み、協働のまちづくりを基本に地域自治を支援し、自助、

共助、公助のまちづくりの仕組みづくりを進め、農林業基盤整備や商工業への支援にも努めて参ります。

一昨年の大災害では、多くの尊い人命が失われ、いまだに2名の方が行方不明という悲しい状態が続いており、また、多くの家屋財産が失われ、農地、道路、橋など、町内全域において、生活を支えるインフラが、かつて経験したことがない甚大な被害を受けました。

災害後、町内外や各行政関係機関の暖かい人的・物的支援を受けながら、緊急の復旧対応を進めるとともに、地域代表等による災害復興計画検討委員会を設置し、地域との意見交換会や住民アンケート調査結果を踏まえ、生活基盤の再生、災害に強いまちづくり、地域の活力向上を目標とする佐用町災害復興計画を作成をいたしました。合わせて、災害の教訓をしっかりと受け止め、今後の防災体制に生かすため、災害対策の専門家による災害検証委員会を設置をし、町の災害対応全般わたって徹底した検証を行っていただき、町の防災力を高めるための90項目にわたる提言もいただきました。

今後、災害で、親を亡くされた遺児の支援や仮設住宅入居者の生活再建支援やこころのケア等、被災者へのきめ細かな支援をするとともに、災害復興計画を基本に、防災に対する意識をより高め、安心して生活できる災害に強い佐用町を構築するため、計画の進捗状況等のフォローアップを行う委員会を設けて、計画推進を図るとともに、検証委員会の90項目に及ぶ提言については、提言推進プロジェクト委員会を中心に、全庁体制で着実な実行に努め、町民の皆さんと一丸となって、復旧から将来に向けた、新たなまちづくりとしての創造的復興に取り組んで参ります。

次に、平成23年度佐用町当初予算案の概要を説明し、予算の編成方針とさせていただきます。

予算額は、一般会計130億3,643万8,000円、特別会計・企業会計を合わせた総額で214億7,119万2,000円となります。

一般会計は、前年度比1億452万6,000円、0.8パーセント減少、一方、特別会計は、前年度比6億7,190万9,000円、9.7パーセント増加をしております。

一般会計は、災害関連予算が、復旧工事が順調に進んだことにより大幅に減少したものの、災害に伴い凍結をしていたハード事業の再開や町営久崎住宅の移転改築事業の実施などにより、全体では小幅な減少となっております。

まず、災害復旧・復興関係予算でございますが、全会計で総額約5億9,000万円、内訳といたしまして、ハード事業5億4,000万円、ソフト事業5,000万円を計上いたしております。

平成22年7月に台風第9号災害検証委員会からの防災力強化への提言が行われたことを受け、災害時の要援護者情報の把握、ドコモ緊急速報エリアメールの利用、防災行政無線のデジタル化などの新規事業を盛り込んでおります。

投資的経費のうち普通建設事業費は16億4,079万2,000円と、ほぼ半減となった前年度から、前々年度以上の水準に回復し、道路・橋梁改良事業、農業生産基盤整備事業など災害前からの継続事業に加え、教育施設の整備に重点的な予算配分を行っております。学校の耐震化事業については、合併以降、特に優先的に取り組んだ結果、三日月中学校特別校舎の耐震化工事の終了により、小・中学校建物の耐震化率100パーセントを達成をいたします。

少子化・子育て対策では、子どもの医療費助成制度を拡充し、無料対象を就学前から小学6年生まで引き上げ、学童保育についても充実を図り、施設を佐用に集約し、送迎バスを運行して利用者の利便性も図ります。子ども手当は、3歳未満の子どもの交付額の引き上げ分を含め3億5,532万円を計上いたしております。

次に、歳入では、町税が前年度比1パーセント、微増の予算計上をいたしております。

景気の低迷や災害に伴う雑損控除により個人町民税が前年度比 3,498 万 5,000 円、5.7 パーセントの減となる見込みでございますが、法人町民税が回復し、同じく 3,032 万 5,000 円、43 パーセントの増、固定資産税も同じく 2,885 万 8,000 円、2.1 パーセント増加し、全体で 3 年ぶりの増収を見込んでおります。

地方交付税は、地方財政計画、地域活性化・雇用等対策費の加算措置等により、合併以降最高額となる 58 億 7,150 万円、前年度比 1.4 パーセント増を計上いたしております。

町税と地方交付税が増収見込みでございますが、なおも財源不足を生じますので、財政調整基金 3 億 2,000 万円を予算に繰り入れております。

今後も、行財政改革のさらなる推進、新規町債発行の抑制や繰上償還等による町債残高の縮減に努め、中長期的な視野で財政運営を行っていきたくと考えております。

以上で、簡単でございますが、施政方針並びに予算の編成方針とさせていただきます。

更に、付け加えて、1 件、行政報告をさせていただきます。有限会社ふれあいの里上月の株式譲渡についてでございます。

有限会社ふれあいの里上月は、平成 9 年 8 月 7 日に設立をされて以来、地域農産物の積極的な活用により地域の拠点施設として、また佐用町の活性化に寄与する施設として社員の努力と関係各位のご協力を受けながら施設経営の発展を目指しております。

この度、代表取締役、野村眞義氏より、従業員である各社員が自己の所有株式を増やすことにより会社経営意識の高揚と発展に更なる努力を発揮することを目指すために、佐用町所有株式の譲渡の申し込みがありましたので、協議検討した結果、佐用町所有株式 33 株の内 14 株を 1 株 5 万円、合計 70 万円で譲渡することといたしました。

譲渡後の株式持分については、発行株式 70 株の内、佐用町所有株式 19 株、社員持ち株 20 名で 51 株となりますのでご報告をいたします。

以上で、施政方針並びに予算編成方針と行政報告を終わらせていただきます。

議長（矢内作夫君） 以上で施政方針は、終わりました。

なお、ここであらかじめ申し上げておきますが、議案書は予定案件として前もって配付をいたしており、ご熟読のことと思っておりますので、会議の進行上、以後の議案朗読を省略したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

---

#### 日程第 4 . 発議第 1 号 介護保険制度の見直しに関する意見書（案）

議長（矢内作夫君） 続いて日程第 4、発議第 1 号、介護保険制度の見直しに関する意見書（案）を議題といたします。

発議第 1 号について、提出者の説明を求めます。17 番、平岡きぬ糸君。

〔17 番 平岡きぬ糸君 登壇〕

17 番（平岡きぬ糸君） 発議 1 号、介護保険制度の見直しに伴う意見書（案）の提案説明を行います。

国は、2000 年、平成 12 年の、介護保険制度は、平成 12 年に始まりまして、11 年目に

なりました。3年ごとの見直しが行われておまじすが、今国会に、その法案が提案される予定です。昨年11月の厚生労働省の社会保障審議会介護保険部会の意見書では、要支援者・軽度の要介護者を保険給付の対象外とする。また、施設は2人から4人部屋の部屋代も保険の対象から外す。さらに、施設の低所得者、住民税非課税世帯の負担軽減を制限していくことなど、サービス利用料の大幅負担増を打ち出しております。介護の不安を増やす方向で、厚生労働省の試算では、これらを行ってもなお保険料の引き上げをおこなうこととなっております。

介護保険の理念は、お年寄りが住みなれた家で生活できるように社会的に支えることです。そこで、国に対して、介護保険の理念に沿った内容に改めていただくために、介護報酬やサービス内容を良くしようと思えば、保険料値上げか、あるいは、サービス切り下げかを迫られるという、介護保険の抜本的な矛盾を打開していくためには、介護給付の国庫負担割合を引き上げることが不可欠となります。3年ごとに見直される保険料は、次期には、月額5,000円までに跳ね上がるとも試算されており、今でも限界だとの声もあります。利用料、保険料の減免制度を国でつくることを求める。高齢者の負担を抑えて介護サービスの充実をしていく。家族介護の負担の軽減をしていく。また、介護を支える介護労働者の低すぎる賃金の引き上げなど、処遇改善を行うことを強く国に求めていくものです。

介護保険制度見直しに当たって、佐用町議会として、意見書を国に提出していただきますように、議員各位の賛同をよろしくお願いいたしまして提案の説明といたします。

議長（矢内作夫君） 発議に対する提出者の説明は終わりました。

発議第1号は、厚生常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みの上、質疑をお願いいたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

ただ今、議題となっております発議第1号は、会議規則第37条の規定により、厚生常任委員会に付託することにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、異議なしと認めます。よって発議第1号、介護保険制度の見直しに関する意見書（案）は、厚生常任委員会に付託することに決定をいたしました。

---

日程第5・議案第6号 兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更について

議長（矢内作夫君） 続いて日程第5、議案第6号、兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、議案第6号、兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更についての提案のご説明を申し上げます。

平成23年4月1日付けで新設される、西脇市、加西市、加東市及び多可町で構成する北はりま消防組合の兵庫県市町村職員退職手当組合への加入を認め、同組合規約を変更するために、地方自治法第290条の規定に基づきまして、組合構成市町等の議会の議決が必要であるために議決をお願いするものでございます。よろしくお願ひいたします。

議長（矢内作夫君） 提案に対する当局の説明は終わりました。  
本案につきましては、本日即決といたします。  
これから質疑を行います。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。  
これから討論を行います。討論ありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。  
これより、議案第6号を採決をいたします。この採決は、挙手によって行います。  
議案第6号を、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願ひます。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員です。よって議案第6号、兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更につきましては、原案のとおり可決されました。

---

日程第6．議案第7号 佐用町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議長（矢内作夫君） 続いて日程第6、議案第7号、佐用町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。  
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただ今、上程をいただきました議案第7号、佐用町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明をいたします。

平成20年4月施行の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条により、教育委員会の事務事業について、毎年、学識経験者から評価を受け、その結果は報告書を作成し

て、議会に提出し、公表することとなりました。学識経験者は教育委員会評価員として、教育長が委嘱し、評価員会議を開催をいたします。その評価員会議への出席に対する日額報酬は、5,400 円でございます。

ご承認賜りますようお願いを申し上げます説明といたします。

議長（矢内作夫君） 提案に対する当局の説明は終わりました。  
本案につきましても、本日即決といたします。  
これから質疑を行います。質疑ありますか。

〔金谷君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、金谷君。

5 番（金谷英志君） この評価員につきましては、昨年 9 月議会で提案された、その、町長が報告されたように、報告書にあることだと思えますけれども、その中で有識者 3 名となっております。この時には、条例はできておりませんでしたので、この時の報酬なりは、どうされたんでしょうか。

〔教育課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、教育課長。

教育課長（福井 泉君） この制度ができて間がなかったということもありまして、22 年度につきましては、教育長の指示の中で、外部評価を、当然受けなければいけないことになっておりました。その前の予算化もしておりませんでした。そういうことで、個々、そうした教育に関する有識者をお願いしまして、実状を話しまして、了解を得て評価をいただきました。

それに伴います費用、日額、この度上程させていただきましたが、近隣の、こうした評価を受けている状況。そうして、そうした方々への報酬の支払いの方法、そうしたものを聞きまして、この度、上程させていただきました。

当然、これに伴いまして、教育委員会の中で、これに伴います規則も、この 3 月の教育委員会で上程させていただきたいと思っております。

〔町長「前は、払っているの。払ってないの」と呼ぶ〕

教育課長（福井 泉君） 前は、払っておりません。

議長（矢内作夫君） よろしいか。

〔金谷君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、金谷君。

5 番（金谷英志君） 今その、役割とか、その人数についても、きっちりした規約なりが、今、（聴取不能）同時に、こういうふうな、教育委員会評価される評価委員が、どんな役

割で、人数はどんなものかということも、一緒に資料としてはつけて、もう審議の中では、そういうことも含めた審議をしたと思うんです。それは、いかがですか。規約なり要綱なりは、どうなるでしょうか。

〔教育課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、教育課長。

教育課長（福井 泉君） 規則につきましては、この3月の定例教育委員会で、規則を上程いたします。この評価につきましては、国の地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づくものでございます。それに基づくものということで、この度、法的な根拠を示しておりませんが、当然、国の上位法律に基づきます評価の仕組みでございますので、この度、新たに評価員さんには、報酬を支払うべきという判断の中で、報酬の、この度の上程ということでございます。

5番（金谷英志君） 分かりました。

議長（矢内作夫君） はい、他にありますか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、鍋島君。

16番（鍋島裕文君） 関連ですけれども、昨年、22年度が外部委員3人のね、評価されているわけですけれども、この3人というのは、この規則で、今回も3人というふうにされるんですか。まだ、委員会で議決してないということですが、そのあたりはどんなんです。

〔教育課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、教育課長。

教育課長（福井 泉君） 近隣のところにつきましても、概ね2人ないし3人ということでございまして、特に、教育の経験者、それからPTAの代表という、そういった方で3名でお願いする予定でございます。

議長（矢内作夫君） よろしいか。他にありますか。  
ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。  
これから討論を行います。討論ありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） ないようですので、これで本案についての討論を終結をいたします。  
これより議案第7号を採決をいたします。この採決は、挙手によって行います。  
議案第7号を、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） 挙手、全員です。よって議案第7号、佐用町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

日程第7．議案第8号 佐用町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議長（矢内作夫君） 続いて日程第7、議案第8号、佐用町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、佐用町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

非常勤職員及び臨時的任用職員の報酬、給料につきましては、昨年の3月定例議会において月額支給するための報酬・給料表を規定する条例改正を議決をいただいております。

今回改正いたします内容は、施設等の宿直業務に従事する職員等、特に既定の報酬・給料表とは別に報酬・給料額を規定する必要がある職種について報酬・給料表を別途規定するものでございます。

ご承認いただきますようお願いを申し上げ、提案の説明とさせていただきます。

議長（矢内作夫君） 提案に対する当局の説明は終わりました。

議案第8号は、総務常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みの上、質疑をお願いをいたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、鍋島君。

16番（鍋島裕文君） 2点ほどお願いしておきます。

委員会付託されるということですがけれども、この表の中のスクールアシスタントや南光自然観察村関係ですね、ということは、今回、条例化するわけでありましてけれども、今までは、この職種については、根拠条例はなかったということになるのかということが1点。

それから、2点目に、時間給、日給について、条例化したらいいということも1つの理由になっているみたいですがけれども、例えば、外出支援の運転手の方の関係は、時間給というふうに聞いているわけですがけれども、あの方は、なぜ、この表の中に入らないのか。

この2点、お願いします。

〔総務課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） 総務課長。

総務課長（坪内頼男君） まず1点目の、今まで条例がなかった中での、その根拠ですけれども、根拠は、その条例、規則等にありませんので、根拠はありませんでした。それは、旧町の、賃金等を、そういうものをひきずりながら、引き継ぎながら、個々に、それぞれの個々に起案等により町長の判断で、賃金を定めさせていただいてました。それを今回、全て条例化するという事で、根拠を持つということで挙げさせていただいてます。

2点目の

〔鍋島君「外出支援について」と呼ぶ〕

総務課長（坪内頼男君） 外出支援につきましては、非常勤化の中に組み込むということでございます。

議長（矢内作夫君） はい、よろしいね。他に、質疑ありますか。

ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

ただ今、議題となっております、議案第8号は、会議規則第37条の規定により、総務常任委員会に付託することにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議なしと認めます。よって議案第8号、佐用町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、総務常任委員会に付託することに決定をいたしました。

---

#### 日程第8．議案第9号 佐用町手数料条例の一部を改正する条例について

議長（矢内作夫君） 続いて日程第8、議案第9号、佐用町手数料条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵造典章君。

〔町長 庵造典章君 登壇〕

町長（庵造典章君） ただ今上程いただきました、議案第9号、佐用町手数料条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の一部改正につきましては、本年4月1日から施行予定の佐用町高齢者運転免許証自主返納支援事業実施要綱に伴い、満65歳以上の高齢者ドライバーによる交通事故防止と公共交通の利用促進をはかるため、自主的に運転免許証を返納された高齢者に対する支援措置として、住民基本台帳カードを請求された対象者に手数料を無料で交付するものでございます。

ご承認いただきますようお願いを申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

議長（矢内作夫君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

本案につきましては、本日即決といたします。

これから質疑を行います。質疑ありますか。

〔笹田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、笹田君。

8番（笹田鈴香君） この返納なんですけども、この返納してからの、そのいただく手続きができる申請期間ですけれども、申請期間は、どれぐらいかということ。

それから、この前、町長の報告で、返納された方には、さよさよサービスの利用券を交付するという報告されておりますが、これは、他の支援事業との関係としては、どのようにお考えになっているのかお尋ねします。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、企画防災課長。

企画防災課長（長尾富夫君） まず1点目の、返納から申請までの期間ですけれども、自主返納されてから、3カ月以内の申請を予定しております。

それから、さよさよサービス、タクシー等の利用券でございますけれども、自主返納された方、1回に限り、それぞれ1冊ずつの交付を予定しております。

その他の支援については、今のところはございません。この移動サービス等の、自動車で運転ができなくなるということで、この利用券をもって支援をしていきたいという考え方であります。

〔笹田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、笹田君。

8番（笹田鈴香君） それで、4月1日から実施ということなんですが、例えば、3月に返納されている方ね、そういう方なんかは、大変気の毒だと思うんですが、そのへんは、もうちょっとこう、幅を持って見ていただくということができないのかどうか。

それと、今、言われた、タクシー券とさよさよサービスの利用券ということですが、例えば、例えばと言うより、江川地区は、さよさよサービスを利用しないんですけれども、そのへん、ふれあい号という形で運行されているんですが、そこは、どういうふうになりますか。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、企画防災課長。

企画防災課長（長尾富夫君） 要綱は、この4月1日施行予定にしておりますので、3月の場合は、これまだ現実には予算も通っておりませんし、4月1日の施行ということで、そのへんは、ご理解いただきたいなと思ってます。

それから、今のところは、このさよさよサービス、それからタクシー運賃助成ということで、町の実施している事業についての助成を、今現在は、検討しております。

先ほど、話が出てました、江川の、自主運行されております、ふれあい号については、今の要綱の中では、検討いたしておりません。

議長（矢内作夫君） はい、他に。

〔金谷君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、金谷君。

5番（金谷英志君） その高齢者となっておりますけれども、対象年齢は、何歳なんでしょう。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、企画防災課長。

企画防災課長（長尾富夫君） 65歳以上の方を予定しております。

議長（矢内作夫君） はい、他にありませんか。  
ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。  
これから討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） ないようですので、これで本案についての討論を終結をいたします。  
これより議案第9号を採決します。この採決は、挙手によって行います。  
議案第9号を、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員です。よって議案第9号、佐用町手数料条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

日程第9．議案第10号 佐用町情報通信網整備分担金徴収条例の一部を改正する条例について

議長（矢内作夫君） 続いて日程第9、議案第10号、佐用町情報通信網整備分担金徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。  
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵造典章君。

〔町長 庵造典章君 登壇〕

町長（庵造典章君） ただ今、上程をいただきました議案第10号、佐用町情報通信網整備分担金徴収条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。  
今回改正しよういたします内容は、光ファイバー引き込み工事の原因者が負担する金

額を6万円から5万円に引き下げるものでございます。光ファイバー網を整備する時に、条例では6万円を徴収することといたしておりましたが、加入促進と加入者の負担軽減を図るため、引き込み工事については実際には5万円を徴収しており、現状の金額に合わせる改正をしようとするものでございます。

ご承認をいただきますように、お願い申し上げて、説明とさせていただきます。

議長（矢内作夫君） 提案に対する当局の説明は終わりました。

議案第10号は、総務常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みの上、質疑をお願いいたします。

これから質疑を行います。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、鍋島君。

16番（鍋島裕文君） じゃあ、これも2点ほどお願いいたします。

確か、これ2006年の12月議会に分担金徴収条例、出たというふうに記憶しておりますけれども、多少、すったもんだしたような気がするんですね。

今、言われましたけれども、条例上6万円だが、実際は5万円だったと。だったら、その根拠は何かと言うたら、確かに、町長が、特に必要と認める者。または、生活保護家庭というのが、条例の中にあります。だから、これ条例上は、特に必要と認める者。もう全てを特に必要と認める者という判断したというふうに考えざるを得ないと思うわけですが、実際、この間、5万円の実績ですね、何件ほどあったのか、それは、全て、特に必要と認めたから、加入促進のためにやったというふうに、説明はそういうことですが、そのように解釈していいのかどうか、そのあたりをお伺いいたします。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、企画防災課長。

企画防災課長（長尾富夫君） おっしゃられるように、町長が必要と認める者という解釈かどうかというのは、当初の段階で、ちょっと私の方も、はっきり、そのへんは承知してないんですけども、光ファイバーをこう、設置する段階で、分担金が2万円、それから工事の引き込み6万円ということで、条例上は記載し、そして加入促進に当たっては、分担金を、その半額の1万円。それから当時、その新規、一斉加入推進の時には、引き込み工事は無料ということで、加入分担金1万円だけでこう、推進をしてきております。

そういう関係で、実際に、その後についても、この加入促進を図るために、町長の方でこう、判断されて、少しでも加入者の負担軽減を図りたいという中で、5万円ということになっていったと思います。

その中で、件数なんですけれども、既に決算の中では出てきて、決算のちょっと数字までは手元にはないんですけども、この22年度でも新規の引き込み加入者は51件ございます。現実には、今までと同様5万円の徴収を、いたしておりますので、できるだけ加入促進面も合わせて、実際、その町長が認めてきた、その5万円に合わせた条例改正にさせていただきたいということで、遅くはなっただけなんですけれども、こういう形で提案をさせていただきました。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、鍋島君。

16 番（鍋島裕文君） じゃあ、もう 1 点だけ。

分担金の 2 万円を 1 万円にするというのは、申請期限までということで、これは、南光、三日月、佐用、上月、1 年ほどずれましたけれども、その期限中にした者に対して、分担金、それから、引き込み工事費無料ということになったんですね。

それで、ちょっと確認しておきたいのは、22 年度に、新しい人が、引き込み工事で 50 数件ということでありましたけれども、新しい人だったら、当然のことながら、この条例に出ている、次の表の引き込み工事と附帯設備、付帯工事ね、いわゆる ONU 言いましたかね、あの変換するやつ。あれも当然、必要となるから、引き込み線の工事だけということはあるんじゃないかと思えますけれども、そのあたりは、新しい方で、引込み線工事だけというふうなことになるんですか。それ、ちょっと確認しておきたいんですけど。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、企画防災課長。

企画防災課長（長尾富夫君） その引き込みと言いますのは、その光ファイバー通っている所から、線を引き込みます。その後、宅内については、従来どおり個人負担としていただきますので、その、それぞれ、引き込みの口のどこまでが、引き込み工事ということで、その負担として 5 万円いただいております。

〔鍋島君「もう 1 回確認だけ」と呼ぶ〕

議長（矢内作夫君） はい、鍋島君。

16 番（鍋島裕文君） いや、あのね、それも南上課長と、いろいろと議論した記憶があるんだけど、引込み線は、幹線から宅までの引込み線工事で、付帯工事というのは、引き込み線と付帯工事というのがあってね、その ONU をつけるのが、付帯工事というのが、記憶あったんですけども、そうじゃないんですね。見解として。もう ONU 設置まで、宅内工事は別ですよ。までが引込み線工事というふうに解釈しておられるんですね。それ確認しますけども。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） 企画防災課長。

企画防災課長（長尾富夫君） こちらの方、そのように思っております。

議長（矢内作夫君） 他にありますか。

はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

ただ今、議題となっております議案第 10 号は、会議規則第 37 条の規定により総務常任

委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議なしと認めます。よって議案第 10 号、佐用町情報通信網整備分担金徴収条例の一部を改正する条例については、総務常任委員会に付託することに決定をいたしました。

---

日程第 10 . 議案第 11 号 佐用町災害復興基金条例の制定について

議長（矢内作夫君） 続いて日程第 10、議案第 11 号、佐用町災害復興基金条例の制定についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 11 号、佐用町災害復興基金条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回設置しようとしています災害復興基金は、台風第 9 号災害からの復旧・復興のために、町単独で実施しなければならないハード事業や被災した地域の活性化、地域振興などのソフト事業に充てる財源として基金を積み、台風第 9 号災害はもちろん今後の自然災害などにも備えようとするものでございます。

今回の基金の財源には、全国各地から寄せていただきました義援金の残額や河川改修事業による、町有地の売却収入などを充てたく考えております。

今後財政状況が厳しくなる中で、災害等への対応として、財政調整基金だけでなく、災害復旧・復興のための目的基金を設置することで自然災害への対応財源を充実させたいと考えておりますので、ご理解を賜りまして、ご承認いただきますように、お願いを申し上げます。

議長（矢内作夫君） はい、提案に対する当局の説明は終わりました。

議案第 11 号は、総務常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みの上、質疑をお願いいたします。

これから質疑を行います。質疑ありますか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、鍋島君。

16 番（鍋島裕文君） じゃあ、これも 2 点お願いいたします。

本町の基金で、財調、減債基金以外のね、特定目的基金というのは、12 月議会で過疎振興自立基金ですか、できたために、これを含めて、20 種類目ですね。20 種類目。その内、国保や介護関係が 6 種類ほどありますから、一般会計の関係では、14 種類だと思っておりますけれども。

それで確認したいのは、確かに、災害に対する目的化した基金というのは、その趣旨は

よく分かるんですが、特定目的基金を、このように増やしていくこと自体が、当然のことながら、基金は、その目的以外使えませんから、財政やりくりの硬直化というような問題は、出てこないのかどうか。基本的な点でね、それを1点、お願いしたいのと。

当然のことながら、基金条例には、今、町長言われたように、義援金や町有地売却費を充てるなんてこと、何も書いてないんですね。だから、一般財源、なに充ててもいいわけですけども、そのあたり、町長は、町有地売却、それから、浮いた義援金の関係、残額。これ以外には、もう、財源は、考えておられないのかどうか、このあたり、ちょっと基本的に聞いておきたいのですが。

議長（矢内作夫君） 町長、答える。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） いろいろな目的基金、あまり細かくすると、今、お話されたように、指摘いただいたように、財政運営上、逆に、それが縛りになって、柔軟な対応ができないということも考えられます。

しかし、ただ、今回の災害等についての復興につきましては、特に、まだ、これから5年、6年というような、非常に影響も長くかかると考えておりますし、そういう長い視野に、時間をかけての長期的な対策も必要となってくるというふうに思っております。

そういう意味で、今後の自然災害等も、いつ起こるか分かりませんが、その対応も、当然、この基金の目的の対象になりますけれども、基本的には、この、今回、一昨年の災害の復興を1つ目的とした基金として、できる限り、その間で、基金を活用して、復興につとめていきたいというふうに思っております。

その財源といたしましては、説明といたしましては、そういう、町有地の売却などの、予定されているようなものを、まず基金に充てるということですが、まあ実際には、例えば、今年、今年度、22年度ですね、特別交付税等についても、災害に対する交付ということで、12月の場合にも、約2億2,000万ぐらいが、その災害に対する交付金という形で示されております。

実際は、その交付金は、本来まあ、使った物に対するということですが、基金に入れるということは、直接的には言えないわけですが、しかし、最終的に、この決算の中でですね、この余剰金が出ればですね、そういう目的でいただいた基金も、まだまだ町が単独で、今度、復旧復興のための事業もやっていかなきゃいけないことがたくさんありますので、そういうために、基金として、ここに積んでいきたいと。そういうことも考えております。はい。

議長（矢内作夫君） はい、よろしいか。  
他にありますか。

〔新田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、新田君。

2番（新田俊一君） ちょっと、簡単なことなんですけども、この預金その他、最も確実

に有利な方法ですか。これは、どういったものか。

また、最も確実かつ有利な有価証券に代えるというような、この中身が、もし分かれば教えていただきたいんですけれども。

〔会計課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、会計課長。

会計課長（新庄 孝君） 通常、現在、利率が低いわけなんですけれども、1年定期とかね、あるいは有価証券については、国債とか県債というようなものを合わせまして、検討してまいりたいと思っております。

〔新田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、新田君。

2番（新田俊一君） 県債も国債も、赤字のあれが多いわけなんですけれども、これぐらいあっちやこっちで、テロが暴れるいうんですか、民主化運動で、エジプトもイエメンもバーレーンも、リビアですか、チュニジア、中国、また、北朝鮮等で、バタバタバタバタしておるわけなんですけれども、そういった時に、国債とか県債を買われても、それ大丈夫なわけなんですか。お伺いしたいと思います。

〔会計課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、会計課長。

会計課長（新庄 孝君） 通常、今、年利率の関係にもよるんですけれども、今、年利率、非常に低くなっております。通常は、1年定期としまして、後まあ、その状況によりましてね、

〔新田君「ちょっと、すみません。聞こえないんです。全然。声がちっちゃくて」と呼ぶ〕

議長（矢内作夫君） 課長、もう少し大きな声でということです。

会計課長（新庄 孝君） 通常1年定期ね、預金の1年定期というものを考えております。ただ、今、利率が非常に低いのでね、場合によっては、そういう利率関係によりまして、5年とかの兵庫県県債とか、国債というようなものについてもね、検討する余地があるんじゃないかということで、通常は、1年定期ということで考えております。

議長（矢内作夫君） よろしいか。

〔石堂君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、石堂君。

1 番（石堂 基君） 鍋島議員の質問に関連をするんですけれども、この基金の財源の積立の想定目標というんですか、概ね、その特定の目的基金であれば、例えば、国保なんかの場合、全体規模の、だいたいどれくらいというような目安的なものがあるかと思うんです。

で、例えば、この、災害対応できるような基金の設置でということで、じゃあ、これから 20 年間、30 年間ずっとなのか、ある程度のまあ、町の今の判断の中で、5 年あるいは 10 年を想定して、積立規模ですよ。だいたい何千万あるいは何億ぐらいまでは、一般会計からの繰り入れも含めて、積み立てていきたいというような、そういうような想定というのは、だいたい数字的などありますか。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 私が、当面考えているのは、今年度、22 年度にですね、特別交付税と、最終がまだ決まらないんで、額的には、はっきり出ないですけれども、12 月の特別交付税が、そういう災害のために、交付をいただいたというものがございます。

で、まあ、今年度最終的な決算の中で、どれくらいのお金がですね、こう、財政上、余裕が出てくるかということなんですけれども、当面、町が考えている、その、そういう町単独でですね、対応していかなきゃいけない事業、こういう事業は、2、3 億は、今後、ここ 4、5 年の中でやっていかなきゃいけないんじゃないかなというふうに思っております。

で、これはハード事業的にですよ。溪流なんかの土砂の流出の対策とか、小規模な所の対策、そういうことも、この河川の大規模改修と合わせてですね、そういう部分をやっていかなきゃいけないだろうなど。そういうことで、何億、いくらでもということじゃないんですけれども、やはり、この基金としては、私は、この 3 億ぐらいな基金は持って、それを 5 年間ぐらいで、これを活用していくというようなことを、1 つ、想定はいたしております。

ただ、まだ、今年度ですね、特別交付税等が、非常にまあ今年、全国的に大雪ですね、雪害対策、これが凄いお金がかかっているようです。それから、霧島の火山等、それから、鳥インフルエンザですね、こういう災害が、かなりまた今年も発生をいたしておりますから、その財源が、特別交付税として、全国の自治体に配分いただく財源として、かなりまあ、そういう所に持って行かれるんじゃないかなと。そうすると、こちらが皮算用しているところとはですね、かなり、そのとおりにはならないのかなという危惧はしております。

ですから、これは、ある意味、基金ですから、どうしても、ある程度、財政的な状況を見てですね、考えなきゃいけないところがありますので、その規模については、明確にいくらということでは、言い切れませんが、今、申し上げたようなことを、私自身は、今、考えて、この基金を、まず、今回の災害の復旧なり、いろんな細かい対応策に活用していきたいということで、考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

議長（矢内作夫君） はい、よろしいね。

他には、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

ただ今、議題となっております、議案第 11 号は、会議規則第 37 条の規定により、総務常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議なしと認めます。よって議案第 11 号、佐用町災害復興基金条例の制定については、総務常任委員会に付託することに決定をいたしました。

---

日程第 11 . 議案第 12 号 佐用町上月地区センター条例の一部を改正する条例について

議長（矢内作夫君） 続いて日程第 11、議案第 12 号、佐用町上月地区センター条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただ今上程をいただきました、議案第 12 号、佐用町上月地区センター条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の一部改正につきましては、これまで幕山地区センターの会議室を、幕山地域づくり協議会の事務室として使用いたしておりましたが、施設改修により、玄関及び入り口、小ホールのバリアフリー化と、協議会事務室の新設に伴い、従来の協議会事務室を会議室として利用するため、別表のとおり使用料を設定し、使用するものでございます。

また、創作館につきましては、木工機械の撤去に伴い、本来の用途に供せなくなり、収納庫として活用するため、使用料を削除するものでございます。

なお、大広間の名称は以前から大ホールと呼ばれていたのを、玄関入り口の小ホールとの兼ね合いからこの変更を行うものでございます。

ご承認をいただきますようお願いを申し上げます。

議長（矢内作夫君） はい、提案に対する当局の説明が終わりました。

議案第 12 号は、総務常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みの上、質疑をお願いいたします。

これから質疑を行います。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

ただ今、議題となっております、議案第 12 号は、会議規則第 37 条の規定により、総務常任委員会に付託することにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議なしと認めます。よって議案第 12 号、佐用町上月地区センター条例の一部を改正する条例については、総務常任委員会に付託することに決定をいたしました。

---

日程第 12 . 議案第 13 号 佐用町三日月文化センター条例の一部を改正する条例について

議長（矢内作夫君） 続いて日程第 12、議案第 13 号、佐用町三日月文化センター条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただ今上程いただきました、議案第 13 号、佐用町三日月文化センター条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の一部改正は、第一条、設置の条文において、活動団体の中に婦人会、老人会の名称があり、これらを現状の対象団体に合わせるため、婦人会を女性団体に、老人クラブを高齢者団体に改めるものでございます。

ご承認をいただきますように、お願いを申し上げます。

議長（矢内作夫君） はい、提案に対する当局の説明が終わりました。

議案第 13 号は、総務常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みの上、質疑をお願いいたします。

これから質疑を行います。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

ただ今、議題となっております、議案第 13 号は、会議規則第 37 条の規定により、総務常任委員会に付託することにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） ご異議なしと認めます。よって議案第 13 号、佐用町三日月文化センター条例の一部を改正する条例については、総務常任委員会に付託することに決定をいたしました。

---

日程第 13 . 議案第 14 号 佐用町印鑑条例の一部を改正する条例について

議長（矢内作夫君） 続いて日程第 13、議案第 14 号、佐用町印鑑条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただ今上程いただきました、議案第 14 号、佐用町印鑑条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の一部改正につきましては、平成 17 年 10 月の合併時に、行政手続条例の条項が改正されたにもかかわらず、印鑑条例については、旧条例の条項を、そのまま移行されていることが判明したため、この度、印鑑条例を現在の行政手続条例の条項に合わせるべく、改正するものでございます。

ご承認をいただきますようお願いを申し上げますとさせていただきます。

議長（矢内作夫君） はい、提案に対する当局の説明が終わりました。  
本案につきましては、本日即決といたします。  
これから質疑を行います。質疑ありますか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、鍋島君。

16 番（鍋島裕文君） 行政手続条例の実態に合わせたという改正で当然だというふうに思いますけれども、ちょっと、ここで聞きたいのは、この行政手続条例の基になっている行政手続法ですね、この関係が、手続法の第 3 条第 3 項でね、行政処分の内、各地方公共団体が条例や規則を持っているものについてはね、適用除外ということに、法でなっておりますね。この趣旨からしたら、わざわざ、この印鑑条例の中にね、印鑑条例を持っておるわけですから、行政手続条例適用除外という一文を入れる必要はないんじゃないかというふうに思うんですけれども、そのあたりの見解はいかがですか。

議長（矢内作夫君） 住民課長、答弁しますか。

〔住民課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、住民課長。

住民課長（谷口行雄君） 今回の条例改正につきましては、一部事務上の、窓口業務におきまして行政手続条項を見る機会がありまして、それに基づきまして、条項が 2 章、3 章というような形で載っております。そういうことで、今現在は、5 条から 29 条ということになってますので、それに合わせるということで、今回の条例改正を提案しているものでございます。

議長（矢内作夫君） よろしいか。

16 番（鍋島裕文君） いや、そんなこと聞いてないんや。法の解釈では、そうじゃないかと聞きよんや。

〔山本君「いらんのん違うかいう話」と呼ぶ〕

16 番（鍋島裕文君） いらんのんじゃないかいう。

〔山本君「わざわざ何でかなというのが」と呼ぶ〕

議長（矢内作夫君） 当局の説明は、そういうことです。

〔鍋島君「ちょっと、議長な。よろしい」と呼ぶ〕

議長（矢内作夫君） はい。

16 番（鍋島裕文君） ちょっと、そのあたりの見解をね、まとめて、また報告してください。これがはっきりしないと、賛否に影響するというようなふうに、私、思っていないんでね。その当局の見解を伺いたいんで、よろしく願いしたい。

議長（矢内作夫君） 現状に合わしたということでは具合悪いんか。  
よろしいか、それで。後で、ほんなら、それね。はい。

住民課長（谷口行雄君） すいません。それじゃあ後で、また回答させていただきます。

議長（矢内作夫君） 他にありますか。  
はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。  
これから討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案についての討論を終結いたします。

これより議案第 14 号を採決をいたします。この採決は、挙手によって行います。  
議案第 14 号を、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） 挙手、全員です。よって議案第 14 号、佐用町印鑑条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

それでは、お諮りします。ここで暫時休憩をしたいというふうに思うんですが、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、異議がございませんので、ここで暫時休憩をいたします。  
それでは、再開を 11 時ということをお願いします。

午前 10 時 42 分 休憩

午前 10 時 58 分 再開

議長（矢内作夫君） それでは、1、2 分早いかも分かんないんですけども、休憩を解きまして、会議を再開をいたします。

日程第 14 . 議案第 15 号 佐用町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について

議長（矢内作夫君） 続いて日程第 14、議案第 15 号、佐用町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今上程をいただきました、議案第 15 号、佐用町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

乳幼児等子どもの医療費助成制度につきましては、兵庫県の制度と比べて、佐用町独自の上乗せ措置を行っており、就学前の子どもにつきましては、通院、入院とも無料、小学生及び中学生につきましては、通院、入院とも一部負担金の支払いだけで済む制度となっております。

この度の改正は、少子化子育て対策として、現行の制度を更に拡充し、医療費の無料対象を就学前の子どもから、小学校 6 年生まで引き上げようとするものでございます。

ご承認を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます、提案の説明とさせていただきます。

議長（矢内作夫君） はい、提案に対する当局の説明が終わりました。

議案第 15 号は、厚生常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みの上、質疑をお願いいたします。

これから質疑を行ないます。質疑ありますか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、鍋島君。

16 番（鍋島裕文君） 厚生委員会で付託されておるということで、中でやったらいいんですけれども、どうしても、その前に確認しておきたいことがありますので、質問いたします。

まず、小学校 6 年生までの医療費完全無料化という提案で、大いに結構でありますけれども、そこで確認したいのは、1 つは、いわゆる今現在の一部負担金。例えば、現在、就学前の子どもは、完全無料だけれども、通院 1 回 800 円の立て替えがあつてね、後は、償還払いという形でできてます。

そこで、今回の小学校 6 年生までの、この完全無料化も、一部負担金は、立て替えて、償還払いという、そういうことになっているのか、それとも、もう現物給付、全く無料なのか、そのあたりが 1 点。

それから、2 点目に、先日、厚生委員会は、徳島県の板野町という所に視察行ったわけなんですけれども、やっぱり無料はね、完全無料ということで、現物給付ですね。若いお母さん方が、1 円の心配もなく子どもを病院に連れていけるといふ、素晴らしい点があるんですけれども、もしもね、現物給付を考えていないのであったら、町単の上乗せ部分は、はじめから無料にすれば、事務費等含めて、事務費等、それから町負担が増えるというのが、今までの説明だったんですけれども、これ委員会に出されるんだとしたら、現在の償還払い、4 歳から 6 歳、この子たちを、現物給付にした場合には、どれほどのね、町負担になるの

か、このあたりの試算も含めて、委員会に提出していただきたいというふうに思います。  
この2点を質問いたします。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） いろいろと、そういう点も改善をしてということで、この新年度から現物給付に行うということで、今、調整を行っております。

16番（鍋島裕文君） ああ、そう。はい。

議長（矢内作夫君） はい、他に。

ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

ただ今、議題となっております、議案第15号は、会議規則第37条の規定により、厚生常任委員会に付託することにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） ご異議なしと認めます。よって議案第15号、佐用町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例については、厚生常任委員会に付託することに決定をいたしました。

---

#### 日程第15・議案第16号 佐用町営住宅条例の一部を改正する条例について

議長（矢内作夫君） 続いて日程第15、議案第16号、佐用町営住宅条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただ今、上程をいただきました議案第16号、佐用町営住宅条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の条例改正の内容は、町営住宅の名称、位置、戸数等を規定しています条例第3条関係の別表のうち、上月地区の戸数を137戸から中上月住宅の25戸を減じて112戸に改めようとするものでございます。

中上月住宅は、平成21年の台風9号による被災後、入居者の安全性と住宅の効率的な管理を考慮して26号室から40号室に集約して移転入居をしていただき、建設年度の古い1号室から25号室は修繕工事を行わず空き家の状況となっております。こうしたことから、周辺の環境にも配慮し、22年度において、8棟40戸の内、昭和46年、47年、48年度に建設した住宅25戸を用途廃止して取り壊したことによるものでございます。

ご承認賜りますようお願いを申し上げて提案理由のご説明といたします。

議長（矢内作夫君） はい、提案に対する当局の説明が終わりました。

議案第 16 号は、産業建設常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みの上、質疑をお願いいたします。

これから質疑を行います。質疑ありますか。

はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

ただ今、議題となっております、議案第 16 号は、

〔岡本義君「議長、ちょっと、すみません。手を挙げとった」と呼ぶ〕

議長（矢内作夫君） はい、岡本君。

3 番（岡本義次君） 将来の、用途廃止ということでございますけれど、将来については、どのようなお考えですか。その、減らしてしまっ、今現在、こういう縮小するとう中で、将来構想については、何かお持ちですか。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 中上月住宅は、今回、災害の中で、現在入っていただいている住宅については、修繕行ったり、また、下水道の工事行、水酸化も行ってありますけれども、実際、建物そのものはですね、非常にまあ古い建物で、この整備というのは、将来的には課題としてあります。

それから、まだ、他にも住宅で、非常にまあ、古くなっている所もありますけれども、町として、今後ですね、住宅の需要等考えながら、この戸数等についてもですね、今後の検討課題としては、考えていかなきゃいけないと思います。その中で、今後、どういうふうに整備していくか、このへんも 1 つの課題だというふうに思っておりますけれども、今直ぐに、この中上月住宅をどうするということではありません。今回はまあ、減らしましたので、これは今の条例に当面合わせて、条例の中で削除するというだけです。はい。

議長（矢内作夫君） これで、本案に対する質疑を終結をいたします。

ただ今、議題となっております、議案第 16 号は、会議規則第 37 条の規定により、産業建設常任委員会に付託することにしたいと思、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、異議なしと認めます。よって議案第 16 号、佐用町営住宅条例の一部を改正する条例については、産業建設常任委員会に付託することに決定をいたしました。

---

#### 日程第 16 . 議案第 17 号 農業共済事業事務費の賦課総額及び賦課単価の決定について

議長（矢内作夫君） 続いて日程第 16、議案第 17 号、農業共済事業事務費の賦課総額及び賦課単価の決定についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） 　　ただ今、上程をいただきました議案第 17 号、平成 23 年度、佐用町農業共済事業事務費の賦課総額及び賦課単価の決定について、ご説明申し上げます。

　　この賦課金につきましては、毎会計年度、町が共済事業を行うのに必要とする事務費に充てる費用として、共済加入者に賦課金を賦課するものであります。その内訳は、賦課総額 371 万 4,218 円、賦課単価につきましては、前年と同率とさせていただき、各共済事業の共済金額に対する割合で、水稻共済割を 1,000 分の 2.7、麦・家畜・畑作物共済割を 1,000 分の 5、園芸施設共済割を 1,000 分の 2 の割合に設定しようとするものであります。

　　佐用町農業共済条例第 5 条第 2 項の規定に基づき議会の議決をお願いするものでございます。

　　ご承認いただきますように、お願い申し上げます。ご説明とさせていただきます。

議長（矢内作夫君） 　　はい、提案に対する当局の説明は終わりました。

　　本案につきましては、本日即決いたします。

　　これから質疑を行います。質疑ありますか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） 　　はい、鍋島君。

16 番（鍋島裕文君） 　　来年度予算の関係ではありますけれども、対前年ですね、対前年比で見た場合に、この事務費の賦課総額の関係で見れば、今、言われたように、率は、前年度と同率なんですけど、各共済割ではね、水稻共済割と畑作共済割、大豆の関係ですか、これが対前年比、減額。それから、麦、乳用牛、肉用牛、園芸が賦課総額が増額ということになっています。ですから、この増減のですね、それぞれの説明を願いたいと思います。共済金額が増えたのか、それとも、加入戸数の増減なのか、そのあたりの説明願います。

議長（矢内作夫君） 　　はい、農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） 　　先ほども、町長の説明ありましたようにですね、賦課率は前年と同じでありますけど、23 年度においてですね、これから後、当初予算でですね、審議をしていただくわけですけども、22 年度の当初よりもですね、22 年度の実績がですね、状況、水稻においてもですね、麦においても家畜においてもですね、変わっておりますので、その実績に近づけたものでですね、それプラス、これから推進していくですね、努力も含めたもので 23 年度計上させていただいておりますので、それに合わせさせていただいて、賦課金額が 371 万 4,218 円という形で上程させていただいております。

議長（矢内作夫君） 　　はい、よろしいか。

16 番（鍋島裕文君） 　　はい。

議長（矢内作夫君） 　　はい、他に。ないようですので、これで本案に対する質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論ありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案についての討論を終結をいたします。

これより議案第 17 号を採決いたします。この採決は、挙手によって行います。  
議案第 17 号を、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） 挙手、全員です。よって議案第 17 号、農業共済事業事務費の賦課総額及び賦課単価の決定については、原案のとおり可決されました。

- 
- |                   |   |
|-------------------|---|
| 日程第 17 . 議案第 18 号 | 平成 22 年度佐用町一般会計補正予算案（第 5 号）の提出について              |
| 日程第 18 . 議案第 19 号 | 平成 22 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 4 号）の提出について        |
| 日程第 19 . 議案第 20 号 | 平成 22 年度佐用町老人保健特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について          |
| 日程第 20 . 議案第 21 号 | 平成 22 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 3 号）の提出について          |
| 日程第 21 . 議案第 22 号 | 平成 22 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案（第 4 号）の提出について           |
| 日程第 22 . 議案第 23 号 | 平成 22 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 4 号）の提出について        |
| 日程第 23 . 議案第 24 号 | 平成 22 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について |
| 日程第 24 . 議案第 25 号 | 平成 22 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第 4 号）の提出について      |
| 日程第 25 . 議案第 26 号 | 平成 22 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 3 号）の提出について     |
| 日程第 26 . 議案第 27 号 | 平成 22 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案（第 3 号）の提出について          |
| 日程第 27 . 議案第 28 号 | 平成 22 年度佐用町歯科保健特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について          |
| 日程第 28 . 議案第 29 号 | 平成 22 年度佐用町宅地造成事業特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について        |
| 日程第 29 . 議案第 30 号 | 平成 22 年度佐用町農業共済事業特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について        |
| 日程第 30 . 議案第 31 号 | 平成 22 年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 2 号）の提出について            |

議長（矢内作夫君） 次は、日程第 17 に入ります。

日程第 17 ないし日程第 30 については一括議題といたします。これにご異議ございませ

んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議なしと認めます。

議案第 18 号、平成 22 年度佐用町一般会計補正予算案（第 5 号）の提出について。

議案第 19 号、平成 22 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 4 号）の提出について。

議案第 20 号、平成 22 年度佐用町老人保健特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について。

議案第 21 号、平成 22 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 3 号）の提出について。

議案第 22 号、平成 22 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案（第 4 号）の提出について。

議案第 23 号、平成 22 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 4 号）の提出について。

議案第 24 号、平成 22 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について。

議案第 25 号、平成 22 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第 4 号）の提出について。

議案第 26 号、平成 22 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 3 号）の提出について。

議案第 27 号、平成 22 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案（第 3 号）の提出について。

議案第 28 号、平成 22 年度佐用町歯科保健特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について。

議案第 29 号、平成 22 年度佐用町宅地造成事業特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について。

議案第 30 号、平成 22 年度佐用町農業共済事業特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について。

議案第 31 号、平成 22 年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 2 号）の提出についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 18 号から議案第 31 号につきまして一括議題とされましたので、順次提案のご説明を申し上げます。

まず、議案第 18 号、平成 22 年度佐用町一般会計補正予算（第 5 号）からご説明いたします。

今回の補正は、既決の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 3 億 1,981 万 9,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 143 億 8,602 万 8,000 円に改めるものでございます。

その中身につきましては、第 1 表、歳入歳出予算補正によりまして、歳入から説明をいたします。

まず、予算書 1 ページからご覧ください。

町税につきましては、1,104万8,000円の減額でございます。うち、町民税につきましては、個人が4,516万5,000円と大きな減額となり、法人の2,558万4,000円の増額と合わせましても、全体で1,958万1,000円の減額でございます。固定資産税、軽自動車税、町たばこ税、入湯税につきましては、それぞれ510万、38万、219万6,000、85万7,000円の増額を見込んでおります。

地方交付税は88万7,000円の減額。普通交付税のうち雇用対策・地域資源活用臨時特別費の再算定額の確定に伴うものでございます。

分担金及び負担金につきましては、215万4,000円の減額でございます。うち、分担金におきましては、精算見込みによる増額と、林業用路網整備事業の受益者負担の減額を図るなど、合わせて43万1,000円の増額でございます。負担金におきましては、児童福祉施設費負担金や老人保護措置費施設費負担金などの精算見込みにより258万5,000円を減額いたしております。

使用料及び手数料につきましては、147万5,000円の増額でございます。うち、使用料におきましては、181万1,000円の増額で、町営住宅使用料などの実績見込みと合わせまして、残土処分場の使用料67万2,000円を新たに追加計上いたしております。手数料は、実績見込みによりまして、33万6,000円の減額でございます。

国庫支出金につきましては、5,319万7,000円の減額でございます。うち、国庫負担金におきましては、公共土木施設災害復旧費負担金の精算見込みなどにより、2,033万8,000円の減額。国庫補助金におきましても、3,285万9,000円の減額。平成22年度地域活性化・住民生活に光をそそぐ交付金は、第2次交付限度額が示されましたので388万3,000円を増額計上。安心・安全な学校づくり交付金3,383万3,000円の減額は、先の12月議会におきまして国の補正予算に合わせまして、上月小学校大規模改造事業等の前倒し実施に係る補助要望額を計上いたしておりましたが、不採択となりましたので、今回の補正で、関係予算すべて減額計上するものでございます。

県支出金につきましては、1億5,167万3,000円の減額でございます。うち、県負担金におきましては、保険基盤安定負担金などの精算見込みによりまして230万8,000円を増額いたしております。過年発生農林災害復旧費補助金などの精算見込みのほか、子宮頸がんワクチン等接種助成事業補助金、孤立集落防災体制強化事業費補助金などを新たに追加計上いたしております。委託金におきましては、県営地籍調査事業委託金などの精算見込みによりまして、1,169万3千円の減額でございます。

財産収入につきましては、1,065万6,000円の増額。財産運用収入におきまして、財政調整基金預金利子など収入見込額に応じて利子及び配当金を1,107万1,000円増額、出資金戻入収入におきまして、ふれあいの里上月出資金14口分、70万円の追加計上などが主なものでございます。

寄付金につきましては、464万円の減額。内容は、佐用商店街の活性化に対する指定寄附金300万円の追加計上、農林水産施設災害復旧費寄附金の精算見込みによる減額、義援金及びふるさと応援寄附金の増額計上でございます。

繰入金につきましては、339万6,000円の増額。南光ひまわり館運営基金繰入金の増額でございます。

諸収入につきましては、2,064万7,000円の減額でございます。うち、延滞金加算金及び過料につきましては、町税延滞金330万円の増額。受託事業収入におきましては、道路橋梁改良事業県費負担収入1,635万4,000円を減額。雑入におきましては、物件移転等補償費などの精算見込みによりまして759万3,000円の減額でございます。

町債につきましては、9,110万円の減額でございます。うち、教育債におきましては、国庫支出金の説明でも申し上げましたとおり、国庫補助不採択により中止した上月小学校

大規模改造事業等の関係予算の減額が主なものでございます。その他、土木債、消防債、災害復旧債におきましては、それぞれ関係事業の精算見込みによりまして過不足額を計上いたしております。

次に、歳出でございますが、各費目を通じまして、実績・精算見込みによる整理が主な内容でございます。

議会費につきましては、実績見込みによりまして 236 万 4,000 円の減額でございます。

総務費は、1,412 万 8,000 円の増額でございます。うち、総務管理費におきまして、2,128 万 4,000 円の増額で、職員退職手当組合特別負担金 3,800 万円の増額、交付金の増額に伴う平成 22 年度地域活性化・住民生活に光をそそぐ事業費 550 万円の増額が主なものでございます。徴税費におきましては、実績見込みによりまして 822 万 8,000 円の減額。戸籍住民登録費及び統計調査費におきまして、実績見込みによりまして、それぞれ 1,000 円、107 万 1,000 円の増額計上でございます。

民生費につきましては、6,914 万 5,000 円の増額でございます。うち、社会福祉費は 7,818 万 2,000 円の増額で、国民健康保険特別会計繰出金 5,812 万 2,000 円の増額のほか、介護保険、朝霧園、老人保健、各特別会計への繰出金を増額。精算見込みに基づく老人保護措置費 653 万 8,000 円、障害福祉サービス費 250 万円の増額が主なものでございます。児童福祉費におきましては、160 万円の増額。学童保育事業委託料 51 万 8,000 円、上月保育園トイレ修繕工事請負金 90 万円の増額などを計上いたしております。災害救助費は、高齢者住宅再建支援金など災害関連経費の整理を行い、1,063 万 7,000 円を減額いたしております。

衛生費は、1 億 7,543 万 9,000 円の減額でございます。うち、保健衛生費におきましては、1 億 5,927 万 1,000 円の減額で、簡易水道事業特別会計及び生活排水処理事業特別会計への繰出金の減額が主なものでございます。清掃費は、実績・精算見込みによりまして 1,616 万 8,000 円の減額でございます。

農林水産業費につきましては、818 万 6,000 円の減額でございます。うち、農業費におきましては、1,165 万 6,000 円の減額。農地費、中山間地域総合整備事業費、地籍調査事業費などは、事業の精算見込みによりまして整理を行い、農産物処理加工施設運営費では、南光ひまわり館運営費助成金 389 万 6 千円を追加計上しております。林業費におきましては、人件費及び有害鳥獣駆除活動補助金、合わせまして、347 万円の増額でございます。

商工費につきましては、200 万 8,000 円の増額。指定寄附金を財源とした佐用商店街活性化事業助成金 300 万円の追加計上が主なものでございます。

土木費は、1 億 664 万 7,000 円を減額をいたしております。うち、土木管理費におきましては、91 万 1,000 円の増額で、急傾斜地崩壊対策事業負担金 54 万円の増額が主なものでございます。道路橋梁費におきましては、158 万 2,000 円の減額。除雪等の対策費 600 万円の増額と、円応寺橋及び戦橋に係る橋梁工事県委託料の精算見込みによる 858 万円の減額などを計上いたしております。都市計画費 20 万 9,000 円の減額は、播磨高原広域事務組合上下水道事業会計への繰出金の整理でございます。下水道費 9,298 万 8,000 円の減額につきましては、特定環境保全公共下水道事業特別会計への繰出金でございます。住宅費におきましては、1,277 万 9,000 円の減額で、町営久崎住宅建設事業の実施設計費 1,200 万円の減額が主なものでございます。

消防費につきましては 989 万 7,000 円の減額で、非常備消防費におきまして、精算見込みによる分団車両購入費 759 万円の減額が主なものでございます。

教育費につきましては、1 億 3,332 万 1,000 円の減額でございます。うち、教育総務費は 24 万 3,000 円の増額で、人件費及び物件費の整理でございます。小学校費は、1 億 1,287 万 9,000 円の減額。小学校施設整備費におきまして、三河小学校大規模改造事業費の精算

見込み 722 万円の減額と合わせまして、国庫補助不採択により中止した上月小学校大規模改造事業費 1 億 189 万 8,000 円を減額いたしております。中学校費は、1,199 万 3,000 円の減額。主なものといたしまして、通学対策費でスクールバス運行委託料 32 万 4,000 円を増額、中学校施設整備費では、国庫補助不採択により中止した三日月中学校特別校舎耐震化事業費 1,104 万 5,000 円を減額いたしております。社会教育費におきましては、348 万 4,000 円の減額。実績・精算見込みによる整理でございます。保健体育費におきましては、520 万 8,000 円の減額。実績見込みによる整理と、給食センター運営費で、備品費といたしまして炊飯自動反転ほぐし機の購入費 283 万 5,000 円を追加計上いたしております。

災害復旧費につきましては、1,056 万 8,000 円を増額いたしております。うち、農林水産施設災害復旧費におきましては、精算見込みによりまして、2,853 万円の減額。公共土木施設災害復旧費におきましては、2,401 万 6,000 円の増額。精算見込みによる整理と、道路・河川の単独事業に係る工事請負金 2,800 万円を増額計上いたしております。公営企業災害復旧費におきましては、1,508 万 2,000 円の増額で、簡易水道事業、特定環境保全公共下水道事業、生活排水処理事業、それぞれの災害復旧事業の精算見込みによりまして、繰出金を整理いたしております。

公債費につきましては、1,067 万円の増額でございます。うち、元金におきましては、繰上償還に充てるため、5,818 万 3,000 円を増額、利子におきましては、4,751 万 3,000 円を減額計上いたしております。

諸支出金につきましては、951 万 6,000 円を増額。基金費におきまして、財政調整基金など各種基金の利子積立金の整理のほか、新たに設置する災害復興基金積立金 584 万 5,000 円を追加計上いたしております。

次に、繰越明許費の追加でございますが、第 2 表、繰越明許費補正によりまして説明をいたします。4 ページをご覧ください。

平成 22 年度地域活性化・きめ細かな事業 2 億 6,268 万 1,000 円、平成 22 年度地域活性化・住民生活に光をそそぐ事業 4,655 万円、中山間地域総合整備事業 1,250 万円、橋梁新設改良事業 1 億 8,990 万 4,000 円、河川総務事業 1,250 万円、農林水産施設災害復旧事業 3 億 6,195 万円、公共土木施設災害復旧事業 3 億 4,525 万 4,000 円、それぞれの事業につきまして、地方自治法第 213 条に規定する繰越明許費の限度額を設定するものでございます。

次に、債務負担行為の変更につきまして、5 ページの第 3 表、債務負担行為補正によりまして説明をいたします。

被災者生活復興資金貸付利子補給金負担金につきましては、該当がないため今回の措置を行うものでございます。住宅災害復興融資利子補給につきましては、平成 22 年度の実績見込みに基づきまして、限度額を 1,520 万円から 882 万 2,000 円に変更し、利子補給期間が平成 28 年度まで及ぶケースもあることから、期間を 1 年延長いたしております。重要有形民俗文化財保存修理事業につきましても、平成 22 年度の契約額に基づきまして限度額を 3,600 万円から 3,229 万 8,000 円に変更するものでございます。

最後に、地方債の変更につきまして、第 4 表、地方債補正によりまして説明をいたします。同じく 5 ページでございます。

急傾斜地崩壊対策事業につきましては、限度額を 850 万円から 900 万円に、農林水産施設災害復旧事業につきましては、同じく 2,730 万円から 2,890 万円に、それぞれ事業の精算見込みによりまして引き上げるものでございます。

以上、一般会計補正予算（第 5 号）の提案説明とさせていただきますけれども、申し訳ございませんが、議案書の見開きにおきまして、一部訂正をさせていただきたいと思いません。差し替えをいたしますけれども、まず、議案書見開きの第 1 条、歳入歳出予算の総額

を歳入歳出それぞれ、これは千円が入ってなくてですね、このままですと、31万9,819円となっているんですけれども、これは、当然、千円単位でありますので、3億1,981万9,000円ということでございます。これプリントミスでしておりますので、差し替えをさせていただきますので、ひとつご了解いただきたいと思っております。

失礼しました。それでは、続きまして、特別会計の補正予算につきまして、説明をさせていただきます。

まず、議案第19号、平成22年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、既決の歳入歳出予算から、歳入歳出それぞれ1,787万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ22億8,811万1,000円とするものでございます。

まず歳入の国民健康保険税につきましては、一般被保険者国民健康保険税で、本算定及び資格異動に伴う追加額540万8,000円を、退職被保険者等国民健康保険税で、同様に510万5,000円の増額を見込んでおります。

国庫支出金においては、国庫負担金の療養給付費等負担金で、療養給付費分について1,752万7,000円、後期高齢者支援金分で719万2,000円の減となり、合計で2,481万円の減額となります。また、高額医療費共同事業負担金で27万9,000円、特定健康診査等負担金で26万8,000円が、実績により減額となります。

国庫補助金の財政調整交付金は、普通調整交付金と特別調整交付金について、補助金変更見込みにより、4,639万2,000円の減額となります。

前期高齢者交付金は、現年度分で3,457万4,000円の増額となります。

県支出金については、県負担金の高額医療費共同事業負担金で27万9,000円、特定健康診査等負担金で26万8,000円の減額となります。県補助金の県財政調整交付金は、5,419万6,000円の減額でございます。

共同事業交付金は、高額医療費共同事業交付金が998万4,000円の減、保険財政共同安定化事業交付金で1,261万4,000円の増額となります。

財産収入の11万4,000円の減額は準備基金利子分でございます。

繰入金については、一般会計繰入金の保険基盤安定繰入金で133万5,000円を、その他繰入金で5,623万3,000円を増額いたしております。

諸収入では、保険税滞納延滞金で97万3,000円、特定健診等受託料で38万7,000円、交通事故等納付金で172万円の増額を見込んでおります。

歳出では、総務費の一般管理費で110万8,000円の減額、連合会負担金で103万2,000円の増額となります。

保険給付費は、一般被保険者療養給付費で302万4,000円の増額、一般被保険者療養費で244万1,000円の減額、一般被保険者高額療養費で101万5,000円の増額となっております。

共同事業拠出金では、高額医療費拠出金で147万2,000円、保険財政共同安定化事業拠出金で1,486万1,000円の減額となります。

保健事業費は、特定健康診査等事業費で231万円、保健衛生普及費で79万1,000円の減額となります。

基金積立金は準備基金の利子分11万4,000円を減額、諸支出金では、一般被保険者保険税還付金が54万円の増額、退職被保険者等保険税還付金が29万円の減額となっております。

以上、国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の提案説明とさせていただきます。

続きまして、議案第20号、平成22年度佐用町老人保健特別会計補正予算（第2号）について、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、既決の歳入歳出予算に、歳入歳出それぞれ 290 万円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1,001 万 2,000 円とするものでございます。

その内訳といたしましては、歳入面で、一般会計の民生費から 290 万円の繰り入れを行い、歳出面で、過年度精算による返納金 290 万円を計上したものでございます。

以上、簡単でございますが、老人保健特別会計補正予算（第 2 号）の提案の説明といたします。

続きまして、議案第 21 号、平成 22 年度佐用町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）についての提案のご説明を申し上げます。

事業勘定では、歳入歳出それぞれ 834 万 3,000 円を増額し、歳入歳出予算の総額を 19 億 358 万 3,000 円とし、サービス事業勘定では、歳入歳出それぞれ 5 万 2,000 円を増額し、歳入歳出総額を 907 万 6,000 円と改めるものであります。

まず、事業勘定の歳入についてご説明をいたします。使用料及び手数料で 1 万 7,000 円、国庫支出金で 198 万 8,000 円、支払基金交付金で 64 万 5,000 円、県支出金で 176 万 5,000 円、町債で 900 万円をそれぞれ増額いたしております。一方、保険料で 279 万 4,000 円、財産収入で 42 万 1,000 円、繰入金で 185 万 7,000 円をそれぞれ減額いたしております。

次に、歳出についてご説明を申し上げます。

まず、主な増額は、保険給付費合計で 1,355 万 6,000 円の増額となっており、内訳として介護サービス等諸費で 1,232 万 6,000 円、高額介護サービス等費で 40 万円、特定入所者介護サービス等費で 105 万 6,000 円のそれぞれ増額となっております。一方、減額の主なものは、総務費で、認定調査委託料 45 万 4,000 円と、認定審査委員報酬 23 万 7,000 円。保険給付費で、介護予防サービス給付費負担金 231 万円。地域支援事業費の内、介護予防特定高齢者施策事業で 175 万 3,000 円と、介護予防一般高齢者施策事業で 15 万円をそれぞれ減額いたしております。

次に、サービス事業勘定について、歳入のサービス収入では、居宅支援サービス計画費収入を 5 万 2,000 円増額し、歳出では、サービス事業費で介護予防支援委託料を 5 万 2,000 円増額いたしております。

最後に、事業勘定の地方債の変更につきまして、第 2 表、地方債補正によりましてご説明をいたします。2 ページをご覧ください。

兵庫県からの財政安定化基金貸付金の借り入れにつきまして、実績見込みに基づきまして限度額を 1,800 万円から 2,700 万円に引き上げるものでございます。

以上、佐用町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）の提案説明とさせていただきます。

続きまして、議案第 22 号、平成 22 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算（第 4 号）についての説明を申し上げます。

今回の補正は、既決の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 178 万 1,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 6,257 万 4,000 円とするものでございます。今回の補正予算につきましては、施設入所者の事業収入及び、受託事業の短期宿泊事業の実績に合わせて、必要額を計上させていただいたものでございます。

まず、歳入より説明をいたします。

事業収入については、入所者の変動により生活扶助費で 119 万円、施設事務費で 341 万 1,000 円をそれぞれ減額いたしております。繰入金では、一般会計繰入金 243 万 1,000 円を増額し、諸収入では受託事業収入として短期宿泊事業で 32 万 3,000 円を増額、雑入では短期宿泊事業食事代 6 万 6,000 円を増額いたしております。

次に、歳出のご説明を申し上げます。

それぞれの科目において実施見込み額を精査し、一般管理費で 145 万 3,000 円、運営費で 32 万 8,000 円をそれぞれ減額いたしております。

次に、繰越明許費の追加でございますが、第2表、繰越明許費補正によりましてご説明をいたします。

平成22年度地域活性化・きめ細かな事業費3,918万1,000円でございます。この事業は朝霧園入所者の安全・安心の確保のため自動消火設備スプリンクラー設置工事に伴うものでありまして、地方自治法第213条に規定する繰越明許費の限度額を設定するものでございます。

以上で、朝霧園特別会計補正予算(第4号)の提案説明とさせていただきます。

続きまして、議案第23号、平成22年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)についての提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、既決の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億3,871万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億4,363万6,000円に改めるものでございます。

その中身につきまして、第1表、歳入歳出予算補正によりまして、歳入から説明をいたします。

予算書1ページからご覧ください。

分担金及び負担金につきましては、加入金の実績に伴い500万円を増額、使用料及び手数料も124万2,000円を増額いたしました。国庫補助金では、簡易水道施設災害復旧事業費補助金を1,609万3,000円減額。財産収入の水道事業基金預金利子も46万9,000円減額をいたしました。次に、繰入金では、一般会計繰入金1億1,674万1,000円を減額し、諸収入では、水道管移設補償費及び町有建物災害等共済金を調整し、2,735万1,000円を増額をいたしました。町債では、簡易水道施設災害復旧事業の事業費減により、3,900万円を減額をいたしました。

次に、歳出であります。簡易水道事業費の管理費は、委託料及び工事請負費などの不用額2,598万円、建設改良費は設計委託料及び工事請負費など不用額9,673万円、災害復旧費は工事請負費の不用額3,700万円をそれぞれ減額し、公債費は起債償還元金2,100万円を増額をいたしました。

次に、繰越明許費の追加でございますが、第2表、繰越明許費補正により説明をいたします。

2ページをご覧ください。簡易水道事業費の高校官舎跡宅地造成給水工事は造成事業に伴う繰越、三原残土処分地道路改良工事に伴う水道管移設工事は兵庫県の実施する道路改良工事に伴う繰越であります。災害復旧事業費の簡易水道施設災害復旧事業は、海内第1配水池管理道土砂撤去工事に伴う残土処分地の受入先の調整に日数を要したために繰越するものであります。それぞれの事業につきまして、地方自治法第213条に規定する繰越明許費の限度額を設定するものでございます。

以上で、簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)の提案説明とさせていただきます。

続きまして、議案第24号、平成22年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、既決の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,461万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億6,980万8,000円に改めるものでございます。

まず、歳入の主な補正の概要からご説明をいたします。予算書1ページをご覧ください。

公共下水道事業分担金及び負担金を実績により49万9,000円、使用料及び手数料を235万5,000円増額し、国庫支出金を608万5,000円、一般会計繰入金を9,338万8,000円、実績見込みによりまして、それぞれ減額をいたしました。諸収入は、台風第9号災害による町有建物災害等共済金及びその他雑入として6,600万2,000円を追加。町債は、災害復

旧事業債の不用額 400 万円を減額をいたしました。

次に、歳出でございますが、各費目を通じまして、実績・精算見込みによる整理が主な内容でございます。公共下水道事業費の管理費は、一般管理費及び現場管理費の不用額 1,205 万 8,000 円、事業費では、公共下水道事業実施設計委託料や工事請負費の不用額など 1,215 万 9,000 円、災害復旧費では工事請負金など 1,040 万円をそれぞれ減額をいたしました。

次に、繰越明許費の追加でございますが、第 2 表、繰越明許費補正により、説明をいたします。2 ページをご覧ください。

平成 22 年度特定環境保全公共下水道事業 810 万円は、水の安全・安心基盤整備事業で策定中の佐用町特定環境下水道に係る事業計画策定委託が改革規模策定に時間を要したために、繰り越しをいたします。この事業につきましては、地方自治法第 213 条に規定する繰越明許費の限度額を設定するものでございます。

以上で、特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）の提案説明とさせていただきます。

続きまして、議案第 25 号、平成 22 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算（第 4 号）につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、既決の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 8,325 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 億 7,578 万 3,000 円に改めるものでございます。

まず、歳入からであります。予算書 1 ページをご覧ください。

実績により農業集落排水事業加入負担金を 87 万 5,000 円減額、使用料及び手数料を 42 万 5,000 円増額、実績見込みにより国庫支出金を 483 万 6,000 円、一般会計繰入金 2,954 万 1,000 円、諸収入 3,882 万 3,000 円、町債 960 万円をそれぞれ減額いたしております。

次に、歳出についてご説明を申し上げます。

浄化槽建設事業費では、工事請負金を実績により 750 万円減額をいたしました。農業集落排水施設管理費で、施設清掃委託料と機器点検整備委託料の不用額 490 万円を減額、農業集落排水施設事業費では、河川補償工事の未実施により工事請負金 5,755 万 8,000 円、農業集落排水施設災害復旧費では、災害復旧工事の工期延長により工事請負費 1,363 万 5,000 円をそれぞれ減額をいたしております。

以上で、生活排水処理事業特別会計補正予算（第 4 号）の提案の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第 26 号、平成 22 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算（第 3 号）につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、既決の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 183 万 6,000 円を減額して、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 146 万円とするものでございます。

内容につきましてご説明を申し上げます。

歳入では、第 10 款、使用料及び手数料に関しまして、グループ用ロッジ使用料及び家族用ロッジ使用料等を 12 万 4,000 円の増額。第 15 款、県支出金を 169 万 5,000 円の減額。第 20 款の財産収入の整備基金預金利子を 26 万 5,000 円の減額としております。

歳出では、第 15 款、20 目の社会教育総務費を 146 万 7,000 円の減額。グループ用ロッジ運営費を 20 万円の減額。第 30 目の天文台公園運営費を 9 万 6,000 円の増額。第 25 款、諸支出金、基金費で 26 万 5,000 円の減額をいたしております。

次に、繰越明許費の追加でございますが、第 2 表、繰越明許費補正により説明をいたします。

平成 22 年度地域活性化・きめ細かな事業費 750 万円でございますが、この事業は西はりま天文台公園のグループ用ロッジとデイキャンプ場の連絡通路の整備を行うもので、地

方自治法第 213 条に規定する繰越明許費の限度額を設定するものでございます。

以上で、西はりま天文台公園特別会計補正予算（第 3 号）の提案説明とさせていただきます。

続きまして、議案第 27 号、平成 22 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算（第 3 号）につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正予算は、既決の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 97 万 7,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 5,448 万 6,000 円とするものでございます。

歳入につきましては、一般会計繰入金 97 万 7,000 円を減額、歳出につきましては、笹ヶ丘荘管理運営費におきまして 97 万 7,000 円を減額いたします。

歳出の主なものは、職員の給与・手当等の人件費 2 万 3,000 円と施設備品等の修繕料 52 万 5,000 円の増額、臨時職員等の賃金 100 万円と工事請負費 52 万 5,000 円の減額でございます。

次に、繰越明許費の追加でございますが、繰越明許費補正によりまして説明をいたします。1 ページをご覧ください。

平成 22 年度地域活性化・きめ細かな事業 3,560 万円につきまして、地方自治法第 213 条に規定する繰越明許費の限度額を設定するものでございます。

以上、簡単でございますが、笹ヶ丘荘特別会計補正予算（第 3 号）の提案の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第 28 号、平成 22 年度佐用町歯科保健特別会計補正予算（第 2 号）につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、既決の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 30 万 3,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,776 万 3,000 円に改めるものでございます。補正減の主な理由は、診療報酬収入の減少によるものでございます。

まず、歳入であります。保険診療報酬収入 300 万円、運営基金預金利子 3,000 円をそれぞれ減額し、一般会計繰入金 270 万円を増額するものでございます。

続いて、歳出であります。臨時職員賃金を 30 万円、運営基金の積立金 3,000 円をそれぞれ減額するものでございます。

以上、簡単でございますが、歯科保健特別会計補正予算（第 2 号）の提案の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第 29 号、平成 22 年度佐用町宅地造成事業特別会計補正予算（第 2 号）につきましての提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、既決の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,502 万 9,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6,314 万 9,000 円とするものでございます。

まず歳入につきまして、宅地造成基金繰入金 223 万 2,000 円と宅地造成事業債 1,390 万円を減額し、繰越金 110 万 3,000 円を増額計上いたしております。

歳出につきましては、精算見込みにより宅地造成事業費 1,613 万 2,000 円を減額いたします。その主なものは、測量調査設計や登記にかかる委託料 84 万 7,000 円、造成や下水道工事の工事請負費 300 万円、用地取得のための公有財産購入費 879 万 5,000 円、上水道工事にかかる負担金 147 万円、物件移転補償にかかる補償補填及び賠償金 202 万円をそれぞれ減額し、予備費に 110 万 3,000 円を増額計上いたしております。

次に、繰越明許費の追加でございますが、第 2 表、繰越明許費補正により説明をいたします。

宅地造成事業 2,310 万円につきまして、地方自治法第 213 条に規定する繰越明許費の限度額を設定するものでございます。

以上、宅地造成事業特別会計補正予算（第2号）の提案の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第30号、平成22年度佐用町農業共済事業特別会計補正予算案（第2号）について、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、既決の収入支出予算の総額に、収入支出それぞれ15万7,000円を減額し、収入支出予算の総額を1億530万5,000円とするものでございます。

主な補正理由は、畑作物共済勘定では播種期における長雨による湿潤害、成熟期における干害、収穫期における獣害による共済事故増で、内訳は、畑作物共済勘定の収入では、共済引き受け減による掛金10万3,000円を減額、県連合会負担分の畑作物保険金20万5,000円を増額し、総額で10万2,000円を増額いたしております。

支出では、保険料を7万9,000円減額し、共済金を18万1,000円増額。共済加入者には、畑作物共済金を305万5,000円支払いする予定でございます。

業務勘定につきましては、精算見込みによる補正でございます。

以上で、農業共済事業特別会計補正予算案（第2号）の提案説明とさせていただきます。

最後に、議案第31号、平成22年度佐用町水道事業会計補正予算（第2号）について、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正の主なものは、第2条の資本的収入及び支出において、収入の第1款、第1項の企業債を災害復旧事業に係る企業債借入金の不用額2,720万円を減額し、第6項の工事請負金を河川改修に伴う虚田橋架け替え工事に支障となる水道管の移設工事を追加をいたしました。

支出においては、第1款の資本的支出の建設改良費を河川改修に伴う水道管移設工事の追加及び災害復旧実施設計不用額を調整し、2,320万円を減額をいたしました。

内容の詳細につきましては、補正予算に関する説明書を添付をしておりますのでご覧をいただきたいと思っております。

以上、水道事業会計補正予算（第2号）の提案の説明とさせていただきます。

以上で、議案第18号から議案第31号まで、一般会計、各特別会計14件につきまして、一括して概要を説明をさせていただきました。ご審議いただきまして、ご承認賜りますようお願いを申し上げ、提案の説明を終わらせていただきます。

議長（矢内作夫君） はい、議案第18号ないし議案第31号の、提案に対する当局の説明は終わりました。

ただ今議題にいたしております、議案第18号ないし議案第31号につきましては、3月10日の本会議で質疑、討論、採決を予定しておりますので、ここで議事を打ち切りたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議なしと認めます。よってそのように決めます。ここで昼食のため暫時休憩をいたします。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） それでは、休憩に入りますが、再開を13時15分ということをお願いいたします。

午後00時01分 休憩

議長（矢内作夫君） それでは、全員揃われましたので、休憩を解き会議を続行いたします。

- 日程第 31 . 議案第 32 号 平成 23 年度佐用町一般会計予算案の提出について  
日程第 32 . 議案第 33 号 平成 23 年度佐用町国民健康保険特別会計予算案の提出について  
日程第 33 . 議案第 34 号 平成 23 年度佐用町老人保健特別会計予算案の提出について  
日程第 34 . 議案第 35 号 平成 23 年度佐用町後期高齢者医療特別会計予算案の提出について  
日程第 35 . 議案第 36 号 平成 23 年度佐用町介護保険特別会計予算案の提出について  
日程第 36 . 議案第 37 号 平成 23 年度佐用町朝霧園特別会計予算案の提出について  
日程第 37 . 議案第 38 号 平成 23 年度佐用町簡易水道事業特別会計予算案の提出について  
日程第 38 . 議案第 39 号 平成 23 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算案の提出について  
日程第 39 . 議案第 40 号 平成 23 年度佐用町生活排水処理事業特別会計予算案の提出について  
日程第 40 . 議案第 41 号 平成 23 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計予算案の提出について  
日程第 41 . 議案第 42 号 平成 23 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計予算案の提出について  
日程第 42 . 議案第 43 号 平成 23 年度佐用町歯科保健特別会計予算案の提出について  
日程第 43 . 議案第 44 号 平成 23 年度佐用町宅地造成事業特別会計予算案の提出について  
日程第 44 . 議案第 45 号 平成 23 年度佐用町農業共済事業特別会計予算案の提出について  
日程第 45 . 議案第 46 号 平成 23 年度佐用町石井財産区特別会計予算案の提出について  
日程第 46 . 議案第 47 号 平成 23 年度佐用町水道事業会計予算案の提出について

議長（矢内作夫君） 次は日程第 31 に入ります。  
日程第 31 ないし日程第 46 については一括議題といたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議なしと認めます。  
議案第 32 号、平成 23 年度佐用町一般会計予算案の提出について。  
議案第 33 号、平成 23 年度佐用町国民健康保険特別会計予算案の提出について。  
議案第 34 号、平成 23 年度佐用町老人保健特別会計予算案の提出について。  
議案第 35 号、平成 23 年度佐用町後期高齢者医療特別会計予算案の提出について。  
議案第 36 号、平成 23 年度佐用町介護保険特別会計予算案の提出について。  
議案第 37 号、平成 23 年度佐用町朝霧園特別会計予算案の提出について。  
議案第 38 号、平成 23 年度佐用町簡易水道事業特別会計予算案の提出について。  
議案第 39 号、平成 23 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算案の提出について。  
議案第 40 号、平成 23 年度佐用町生活排水処理事業特別会計予算案の提出について。  
議案第 41 号、平成 23 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計予算案の提出について。  
議案第 42 号、平成 23 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計予算案の提出について。

議案第 43 号、平成 23 年度佐用町歯科保健特別会計予算案の提出について。  
議案第 44 号、平成 23 年度佐用町宅地造成事業特別会計予算案の提出について。  
議案第 45 号、平成 23 年度佐用町農業共済事業特別会計予算案の提出について。  
議案第 46 号、平成 23 年度佐用町石井財産区特別会計予算案の提出について。  
議案第 47 号、平成 23 年度佐用町水道事業会計予算案の提出についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今上程をいただきました、議案第 32 号から議案第 47 号までの、平成 23 年度佐用町一般会計並びに各特別会計予算案の提案の説明をさせていただきます。

それでは、まず、議案第 32 号、佐用町一般会計予算案の提案のご説明を申し上げます。

一般会計の予算総額は、歳入歳出それぞれ 130 億 3,643 万 8,000 円といたしております。その内訳は、第 1 表、歳入歳出予算に掲げているとおりでございます。

それでは、歳入から主なものにつきましてご説明を申し上げます。

町税につきまして、就業者数、所得の減などで個人町民税の均等割・所得割は減収見込みであります。法人町民税の回復と佐用ゴルフ場周辺に別荘等の新築により固定資産税が増収見込みとなり、町税の総額は 22 億 5,680 万 7,000 円、前年度比 2,174 万 9,000 円、1 パーセント増を計上いたしております。

次に、地方譲与税や交付金関係は、前年度の譲与・交付見込み額や税制改正による見込額など地方財政計画の見込み数値を基礎に計上いたしております。なお、前年度比率は当初予算の比較で申し上げます。地方譲与税は、2.9 パーセント減の 1 億 4,880 万円を計上いたしております。内訳は、平成 21 年度から道路特定財源の一般財源化により新たに創設された、地方揮発油譲与税を 4,160 万円、自動車重量譲与税は 1 億 720 万円、計上いたしました。

利子割交付金は 46.3 パーセント減の 440 万円。

配当割交付金は 17.6 パーセント増の 200 万円。

株式譲渡所得割交付金は 700 パーセント増の 160 万円。

地方消費税交付金は 7.4 パーセント増の 1 億 9,260 万円。

ゴルフ場利用税交付金は 3.2 パーセント減の 7,640 万円。

自動車取得税交付金は 26 パーセント減の 4,620 万円を計上をいたしました。

地方特例交付金は、住宅借入金等特別税額控除による減収や税制改正による自動車関係減税の一部補てん、子ども手当にかかる地方公務員への支給分等 2.8 パーセント減、4,200 万円を計上をいたしました。

地方交付税では、新たに設けられた地域の雇用を創出するための雇用対策・地域資源活用推進費等により、1.4 パーセント増の 58 億 7,150 万円を見込んでおります。

交通安全対策特別交付金は 500 万円を見込んでおります。

分担金及び負担金は 1 億 4,619 万円、主なものは、土地改良事業、土地改良施設維持管理適正化事業、中山間地域総合整備事業の獣害柵、県営農業水利施設保全対策事業などの関係経費分担金や児童福祉施設費負担金、老人保護措置費施設費負担金や外出支援サービス利用負担金、にしはりま環境事務組合負担金などがございます。

使用料及び手数料は 2 億 8,780 万 3,000 円。主な使用料は、福祉施設関係使用料、キャンプ場使用料、町営住宅使用料、定住促進住宅使用料や町民プール使用料でございます。

手数料関係では戸籍手数料、ごみ処理手数料やし尿処理手数料などでございます。

国庫支出金は6億451万9,000円。子ども手当関係の国庫負担金、障害者支援費負担金、また、国庫補助金関係では、障害者地域生活支援事業補助金、社会資本整備総合交付金、安全・安心な学校づくり交付金、文化財保存整備費補助金などが主なものでございます。

県支出金は10億4,202万2,000円で、県負担金関係では、子ども手当負担金、国保軽減保険税負担金、後期高齢者医療軽減保険料負担金や障害者支援費負担金などがあります。補助金関係は、総務費では、緊急雇用創出事業補助金。民生費では、医療費関係の補助金。老人クラブ関係の補助金。被災者支援関係補助金など。また、農林水産業費関係では、基盤整備促進事業補助金、中山間地域等直接支払推進事業補助金、中山間地域総合整備事業補助金、地域農業再生対策事業補助金などが主なもので、県委託金関係では、県民税徴収事務委託金、県議会議員選挙に係る委託金、県営地籍調査事業委託金、公共用地取得事務委託金などが主なものでございます。

財産収入7,185万4,000円の主なものは、財産貸付収入では高度情報通信網の光ケーブル賃貸料、また、利子及び配当金は基金から生じます利子分を計上いたしております。

寄附金は、761万5,000円で、農林水産施設災害復旧費寄附金とふるさと応援寄付金が主なものでございます。

繰入金は3億8,750万9,000円で、財政調整基金3億2,000万円の繰入、減債基金は5,770万1,000円を、ふるさと応援基金は442万円を、災害遺児等修学・生活支援基金は120万円を繰り入れるものでございます。

繰越金は、1,000円の名目の予算でございます。

諸収入4億7,200万円は、延滞金加算金及び過料で300万円、町預金利子で170万円。受託事業収入は、他市町から町立保育園へ受け入れます民生受託事業収入141万6,000円を、貸付金元利収入は、住宅新築資金等貸付金などの貸付金元利収入183万6,000円を、また、雑入は4億6,404万8,000円を計上いたしております。

町債総額は13億6,961万8,000円で、総務債は、7億8,091万8,000円を計上。農林水産業債は3,930万円で、合併特例事業債による、県営ため池整備事業、中山間地域総合整備事業等の農業生産基盤整備事業債を計上いたしております。土木債は4億3,790万円で、道路新設改良事業債4億3,110万円は、過疎対策事業債で須安線道路改良工事、合併特例事業債では大畑線道路改良や如来田東橋橋梁整備など13路線分。また、須山、口金近地域の急傾斜地崩壊対策事業を一般公共事業債で680万円を計上いたしております。消防債は3,360万円で、消防団ポンプ積載車3台に係る過疎対策事業債及び施設整備事業債を計上。教育債は7,510万円で、上月小学校校舎大規模改造工事及び三日月中学校特別校舎耐震化補強工事の経費を合併特例事業債で計上をいたしました。

災害復旧債は、280万円で農林水産施設の復旧事業で過年発生補助災害復旧事業債を計上をいたしました。

次に歳出の主なものにつきまして、ご説明を申し上げます。

議会費は1億5,911万4,000円を計上いたしております。議員報酬及び職員給料等に係る経費が主なものでございます。

総務費は13億9,630万5,000円で、一般管理費では、災害で犠牲になられた方々に哀悼の意を捧げるため追悼式祭壇等使用料73万5,000円を計上いたしております。財産管理費では、庁舎等の維持修繕工事100万円を計上。企画費では、長谷申山盛土場の利用計画策定調査委託料として300万円、コミュニティバス運行业務委託料445万2,000円、路線バス回数券購入経費90万円、地方バス対策補助金1,298万円、播磨高原広域事務組合負担金5,006万2,000円などを計上いたしております。まちづくり推進費では、地域づくり協議会等の活動助成、センター長報酬など関係経費に加えて、自治会まちづくり活動助

成金の中に防災計画等の作成を支援する助成金を新たに設けて、全体で 3,140 万 5,000 円を計上いたしております。地域づくり推進費では、まちづくり協議会の委員報酬等、運営にかかる経費 130 万 6,000 円を計上。電子計算費では、住民基本台帳法改正・福祉医療改正等の電算システム開発と保守委託料など 9,087 万円を計上。情報通信施設費では、光ケーブル電柱共架料や支障移設等保守工事、地域番組制作経費など 5,301 万 2,000 円を計上いたしております。自治振興費では、自治会集会施設整備事業に 650 万、コミュニティ広場設置事業に 150 万円など 5,800 万 2,000 円を計上いたしております。防犯対策費では、22 年度の防犯灯調査に基づき、防犯対策の観点から防犯灯の新設及び器具取替工事など 2,936 万 2,000 円を計上いたしております。姫新線利用促進費は、利用促進を推進するため、小中学生等の社会学習に姫新線を利用するよう、新たな予算措置をいたしております。放送施設管理運営費では、災害時に対応するため避難所用の防災行政無線受信器など、205 万 8,000 円を備品購入費に計上いたしております。徴税費関係では、徴税総務費で登記情報提供サービス利用料 64 万 2,000 円、電子自治体推進協議会電子申告部会負担金 80 万 9,000 円を、賦課徴収費では、納期前納付報奨金 1,164 万円、固定資産税評価更新業務委託料 1,111 万 8,000 円などを計上いたしております。選挙費では、農業委員会委員選挙費 587 万円、県議会議員選挙費 1,366 万円などの選挙経費を計上いたしております。統計調査費では、経済センサス費など統計関係経費を計上いたしております。

次に、民生費は 28 億 6,496 万 7,000 円で、社会福祉総務費では、介護雇用プログラム事業委託料、社会福祉協議会助成金など各種団体助成金や国民健康保険、介護保険特別会計への繰出金など 6 億 7,259 万 8,000 円を計上いたしております。高齢者福祉費では、外出支援サービス事業経費、老人医療費、老人保護措置費や敬老事業関係経費など 2 億 3,443 万 9,000 円を計上。後期高齢者医療費では、3 億 8,093 万 9,000 円を計上いたしております。障害者福祉費では、重度障害者(児)医療費、障害福祉サービス費関係経費として 4 億 8,466 万 5,000 円を計上いたしております。児童福祉費、児童福祉総務費では、乳幼児等医療費など 7,275 万 6,000 円を計上。児童措置費では、子ども手当など 3 億 5,532 万 1,000 円を計上いたしております。保育園費は、12 園にかかる運営経費 5 億 2,757 万 2,000 円を計上。子育て支援センター運営費では、育児相談や子育ての仲間づくり、ファミリーサポートセンターとしての機能や母子保健業務などを実施する子育てセンターの運営経費を 2,071 万 7,000 円計上いたしております。災害救助費では、災害被災者の方々の支援に関する経費として、高齢者住宅再建支援金 500 万、住宅災害復興融資利子補給金 480 万円など 1,178 万 5,000 円を計上いたしております。

次に、衛生費では 13 億 6,900 万 8,000 円で、保健衛生総務費では、救急医療・小児科、婦人科確保対策助成金 2,800 万円、簡易水道事業等特別会計繰出金などの経費 5 億 3,031 万 3,000 円を計上。予防費では、災害被災者の心のケア、アンケートの実施、子宮頸がんワクチン等の予防接種事業など、8,084 万円を計上いたしております。母子衛生費では、妊婦健康診査委託料 784 万円及び補助金 166 万 6,000 円、不妊治療支援補助金などの経費 1,670 万 3,000 円を計上いたしております。環境衛生費では、資源化ごみ集団回収運動奨励金 300 万円、生活排水処理事業特別会計繰出金 3 億 1,330 万 4,000 円などを計上。清掃総務費では、にしはりま環境事務組合負担金 7,181 万円が主なものでございます。塵芥処理費、し尿処理費は、施設維持管理の光熱水費、修繕料、施設管理委託料などの経費を計上いたしております。下水道費は、合併処理浄化槽設置整備事業補助金などが主なものでございます。

次に、農林水産業費は 8 億 6,448 万 9,000 円で、農業振興費では、災害関連予算として地域農業再生対策事業補助金 2,325 万円をはじめ、土づくりセンター指定管理委託料 780 万円、農作物特産定着化対策補助金 1,454 万円、中山間地域等直接支払推進事業補助金

3,525万6,000円などの経費9,746万4,000円を計上いたしております。地域農政対策事業費では、農業の担い手確保補助金など2,295万3,000円を計上。農地費では、桑野ほ場整備測量調査設計業務などの委託料406万4,000円、桑野・大坪基盤整備促進事業、町単土地改良事業、土地改良維持管理適正化事業などの工事費1億2,522万円、県営ため池事業負担金307万2,000円、農地・水・環境保全向上活動支援事業負担金1,059万円など1億5,951万2,000円などを計上いたしております。中山間地域総合整備事業費では、市民農園等測量設計委託料300万円、獣害防護柵設置工事費700万円など1,000万円を計上をいたしました。地籍調査事業費は、口長谷地区など11地区、6.12平方キロの地籍調査関係の経費2億1,457万7,000円を計上をいたしております。農産物処理加工施設運営費は、上月地域特産物直売所・南光ひまわり館・味わいの里三日月の指定管理委託料など、775万8,000円を計上をいたしました。林業費、林業総務費では、豊福ほか13地区の町行造林地の間伐14.28ヘクタール、枝打5.5ヘクタール、機能増進2.2ヘクタール、下刈11.9ヘクタールなどの委託料683万2,000円や有害鳥獣駆除活動補助金1,240万円などを計上いたしております。林業振興費では、林道・作業道の路網整備事業に1,300万円を、町単独間伐事業補助金2,450万円や、県民みどり税事業として緊急防災林整備事業補助金840万円などの経費を計上いたしております。治山事業費は、災害関連事業でございまして、峠・小日山・船越・三日月など7地区と荒廃渓流整備事業10地区の治山事業経費4,415万8,000円を計上いたしております。

次に、商工費は1億8,518万円で、商工業振興費では、災害後衰退している商店街の活性化を図るため、商工会による町民の暮らし応援券実施事業2,045万5,000円、中小企業の災害復旧を支援するため、災害対策融資利子補給金700万円、災害対策運転資金融資利子補給金400万円を計上いたしております。観光費では、道の駅施設管理委託料、町観光協会補助金や特別会計への繰出金などを計上いたしております。商店街活性化・強化活動支援事業費では、後継者育成支援事業に対する助成金が主なものでございます。

次に、土木費は19億4,321万3,000円で、土木総務費では、公共事業2箇所、及び県単独事業1箇所に係る急傾斜地崩壊対策事業などの負担金を計上いたしております。道路橋梁総務費では、道路台帳整備委託料627万9,000円及び橋梁長寿命化計画策定委託料517万円を計上。道路維持費では、自治会要望・課題等、通行の安全・安心確保のため道路維持修繕関係の工事費で6,230万円を、道路緑地帯等管理委託料や除雪・凍結防止剤等の散布作業等の委託料715万3,000円などを計上いたしております。

道路新設改良費では、合併特例事業・町道片山線ほか5路線、過疎対策事業・須安線、山王ほか宅造内道路、生活道路舗装に係る工事請負費や測量・登記委託料、用地購入費、物件移転等補償費などの経費、3億9,460万4,000円を計上いたしております。交通安全施設整備費では、道路通行の安全性を高めるための、施設整備として工事請負費560万円を計上。橋梁新設改良費では、円応寺橋・小赤松橋・如来田橋の架け替え工事に係る関係経費、1億7,089万1,000円を計上。河川総務費では、災害関連河川維持修繕工事費や河川清掃工事費などの経費2,331万7,000円を計上いたしております。下水道費、上水道費、及び公共下水道費では、播磨高原広域事務組合等への繰出金でございまして。住宅管理費は、町営住宅の管理運営経費と、新久崎住宅建替事業、現久崎住宅除却工事などの関係経費4億1,716万3,000円を計上。定住促進住宅管理費では、佐用町営定住促進住宅五反田住宅の管理運営経費681万4,000円を計上いたしております。

次に、消防費は5億8,099万9,000円で、常備消防費では、赤穂市消防本部に委託しております播磨科学公園都市分の消防業務経費1,656万3,000円を含む、消防本部の通常管理運営経費のほか、空気ボンベ、複合ガス検知器など災害対応備品の購入費など4億691万4,000円を計上いたしております。非常備消防費では、団長以下の団員報酬及び退職消

防団員報償金、消防団運営、消防団再編に伴う小型ポンプ積載車購入などの経費を計上いたしております。災害対策費では、防災行政無線デジタル化事業に係る調査設計委託料、地域防災計画ハザードマップの印刷製本費、災害復興計画フォローアップ委員会の開催経費など災害復興計画の推進のほか、災害モニターの設置、災害時における要援護者情報の把握、エリアメールによる災害情報の発信など災害検証委員会の提言に基づく事業を盛り込み、2,381万8,000円を計上いたしております。

次に、教育費は10億6,701万7,000円で、事務局費では、災害関連予算として、平成21年台風第9号災害遺児等修学・生活支援金を計上。また、22年度に策定をいたしました佐用町教育振興基本計画、夢ある教育 きらめきプラン 佐用の明日を担う、こころ豊かな人づくりを基本理念として、義務教育等の振興を図り、総合的な教育施策体系の確立に資するそれら関係経費を含め1億7,362万円を計上いたしております。国際理解教育推進事業費は、外国語教育のためのALTにかかる経費を計上。特別支援教育推進費は、多動性障害等により行動面で著しく不安定な児童やその児童が在籍する学級への支援を行うためのスクールアシスタントを配置する経費1,301万5,000円を計上いたしております。

小学校費、学校管理費では、10小学校にかかる管理、運営経費や修繕工事費など1億1,612万8,000円を計上。教育振興費では、教材用備品、図書の購入経費や自然学校推進事業、就学援助費などの経費を計上いたしております。小学校施設整備費では、上月小学校校舎の大規模改造事業にかかる経費1億189万8,000円を計上。

次に、中学校費、学校管理費では、4中学校にかかる管理、運営経費や学校施設の修繕工事費など5,778万7,000円を計上。教育振興費では、教材用備品、図書、クラブ活動関係備品購入経費、トライやるウィーク推進事業や就学援助費などの経費を計上いたしております。通学対策費では、スクールバス運行委託料1,047万1,000円、通学助成の自転車購入補助など従前からの経費を含めて1,572万円を計上いたしております。中学校施設整備費では、三日月中学校特別校舎の耐震化事業にかかる経費1,104万5,000円を計上いたしております。

社会教育総務費では、文化協会、子ども歌舞伎育成会、手作り文化スタッフ助成金など、地域で取組まれております活動助成金、負担金などを計上いたしております。生涯学習振興費では、放課後子ども教室事業経費や人権啓発事業、各種講座など、生涯にわたる社会学習関係経費を計上いたしております。図書館費は、開館10周年記念講演、図書の購入経費や管理運営などの経費を計上いたしております。昆虫館運営費は、NPO法人こどもとむしの会を指定管理者として管理運営を委託する経費や、修繕費など224万1,000円を計上いたしております。文化財保護費は、国の重要文化財指定の上三河農村舞台保存修理工事に3,400万円を計上いたしております。青少年育成センター運営費は、青少年の健全育成、非行防止、教育相談などの業務を行うために、21年度から設置している青少年育成センターの運営経費を計上いたしました。

保健体育総務費では、体育協会補助金、マラソン大会等にかかる経費であります。スポーツ公園運営費、体育館運営費、町民プール運営費は、社会体育施設等に係る管理・運営経費を計上いたしております。

次に災害復旧費は、2億6,151万8,000円で、台風第9号災害関連の予算でございます。農林水産施設災害復旧費では、河川占用申請作成・河川改修関係再測量等、測量調査設計委託料、平谷・円光寺頭首工ほか災害復旧事業県委託料、補助対象の農地災害4箇所、農業用施設災害4箇所、町単独災害工事等に係る事業費2億5,761万8,000円を計上いたしております。公営企業災害復旧費では、水道、下水道の災害復旧事業にかかる企業会計及び特別会計への繰出金390万円を計上いたしております。

次に、公債費は、元利償還関係経費21億1,903万9,000円を計上。

諸支出金は、公営企業費で出資金・繰出金 2,904 万 5,000 円を、基金費では、各基金から生じます利子分の積み立てを主に計上いたしております。

予備費は、1,000 万円を計上をいたしております。

6 ページから 7 ページにかけては、第 2 表、債務負担行為で、住宅災害復興融資利子補給、災害対策運転資金融資利子補給、ひまわりの郷ふれあいセンター指定管理委託、長谷地域交流センター指定管理委託、久崎老人福祉センター指定管理委託、土づくりセンター指定管理委託、上月農産物処理加工施設・上月地域特産物直売所指定管理委託、南光ひまわり館指定管理委託、味わいの里三日月指定管理委託、ひなくらリフレッシュビレッジ指定管理委託、平福郷土館指定管理委託、昆虫館指定管理委託の期間、また、限度額を設定をいたしております。

第 3 表、地方債では、13 億 6,961 万 8,000 円の起債につきまして、起債の目的、限度額、起債の方法、利率等を記載いたしております。

一時借入金は、地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入の最高額は、30 億円と定めております。

歳出予算の流用は、地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができると定めております。

以上で、一般会計予算の概要説明とさせていただきます。

続きまして、特別会計について、それぞれご説明を申し上げます。

議案第 33 号、平成 23 年度佐用町国民健康保険特別会計予算につきまして、提案のご説明を申し上げます。

平成 23 年度の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 22 億 7,155 万 7 千円で、前年度対比 1 億 3,829 万 2,000 円、約 6.5 パーセントの増額であります。

事項別明細書の、歳入よりご説明いたします。

国民健康保険税の、一般被保険者分では医療給付費分、後期高齢者支援分及び介護給付費分の現年度分と滞納分併せて 3 億 1,699 万 6,000 円でございます。退職被保険者分は、同じく合計で 4,099 万 2,000 円であります。

国庫支出金のうち療養給付費等負担金は、3 億 6,387 万 3,000 円で、説明欄に記載のとおり、療養給付費分、介護納付金分、後期高齢者支援金分などに分けられております。高額医療費共同事業負担金で 1,212 万 1,000 円を見込み、特定健康診査等負担金では、基本健診、医師の指示健診、個別健診、保健指導に対する補助で、合計 253 万 1,000 円でございます。財政調整交付金 1 億 4,254 万 3,000 円は、療養諸費、高額療養費、移送費の一般被保険者分、後期高齢者支援金、及び介護給付費納付金等に対する調整交付金でございます。療養給付費等交付金 1 億 494 万 6,000 円は、療養諸費、高額療養費、移送費の退職被保険者分でございます。

前期高齢者交付金は、7 億 786 万 2,000 円でございます。県支出金のうち高額医療費共同事業負担金で 1,212 万 1,000 円を見込み、特定健康診査等負担金は国庫支出金と同額の 253 万 1,000 円となります。県財政調整交付金では、9,631 万 9,000 円でございます。共同事業交付金のうち高額医療費共同事業交付金は 4,848 万 6,000 円、保険財政共同安定化事業交付金 2 億 4,105 万 7,000 円は、同額を拠出金として支出するものでございます。繰入金の他会計繰入金は、1 億 7,326 万 7,000 円で、前年対比約 4,574 万 4,000 円の増額を見込み、ル・ルに基づく一般会計からの繰入金は 1 億 1,179 万 6,000 円で、その他繰入金で法定外繰入を 6,147 万 1,000 円計上いたしております。

続いて、歳出についてご説明申し上げます。

総務費は職員にかかる人件費、事務費関係であります。

保険給付費の一般被保険者療養給付費は 13 億円、退職被保険者等療養給付費は 1 億円、

一般被保険者療養費は 900 万円、退職被保険者等療養費は 90 万円でございます。高額療養費では一般被保険者高額療養費で 1 億 5,000 万円、退職被保険者等高額療養費で 1,000 万円を計上いたしております。出産育児一時金は 15 件を見込み、630 万 4,000 円を計上いたしております。葬祭費は、50 件分 250 万円を計上いたしております。

後期高齢者支援金等は、後期高齢者医療制度への支援金で、2 億 4,090 万 8,000 円となります。

介護納付金は 1 億 367 万 1,000 円でございます。

共同事業拠出金のうち高額医療費拠出金で 4,848 万 6,000 円、歳入で説明いたしました保険財政共同安定化事業拠出金 2 億 4,105 万 7,000 円は、歳入と同額を計上いたしております。

保健事業費のうち特定健診等事業費では、特定健診、特定保健指導に係る経費で 867 万 3,000 円を計上、内訳は賃金で看護師、管理栄養士の雇上げに 70 万 4,000 円、報償費として講師謝金に 12 万 6,000 円、需用費では検尿用消耗品、指導ファイル、テキスト代などで 74 万 2,000 円を予定いたしております。委託料は特定健診に係るもので、1,500 人の受診を見込んでおり 674 万 2,000 円を計上いたしております。保健衛生普及費には 240 万 9,000 円を計上いたしております。

以上で、国民健康保険特別会計当初予算の提案説明とさせていただきます。

次に、議案第 34 号、平成 23 年度佐用町老人保健特別会計予算につきまして、提案のご説明を申し上げます。

平成 23 年度の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 68 万 3,000 円で、前年度比 293 万円、81.1 パーセントの減額であります。

歳入につきまして、主なものは、支払基金交付金で 33 万 5,000 円を見込み、国庫支出金で 22 万 1,000 円、県支出金で、5 万 6,000 円、繰入金で 6 万 5,000 円を見込んでおります。

歳出につきましては、医療諸費は、医療給付費で 60 万円、医療費支給費で 6 万円、審査支払手数料で 1 万円を計上いたしております。

以上、老人保健特別会計当初予算の提案説明とさせていただきます。

次に、議案第 35 号、平成 23 年度佐用町後期高齢者医療特別会計予算につきまして、提案のご説明を申し上げます。

平成 23 年度の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2 億 6,035 万 4,000 円で、前年度対比 184 万 5,000 円、0.7 パーセントの増額であります。

事項別明細書により、歳入より説明をいたします。

後期高齢者医療保険料は、特別徴収保険料で 1 億 3,400 万円、普通徴収保険料で 3,000 万円、合わせて 1 億 6,400 万円を見込んでおります。県広域連合支出金は 75 歳以上の特定健診にかかる補助金 130 万円を見込み、一般会計繰入金では、保険基盤安定繰入金、県広域連合分賦金、職員給与等繰入金、その他一般会計繰入金を合わせて 9,093 万 9,000 円を計上いたしております。前年度繰越金は 360 万円を見込み、諸収入では保険料還付金 50 万円を見込んでおります。

次に、歳出について説明をいたします。

総務費の一般管理費で人件費と事務費を計上、保健事業費では、健康診査費に 191 万 1,000 円を計上、後期高齢者医療広域連合納付金で納付金現年分と過年度分を合わせて 2 億 4,710 万 2,000 円を計上、保険料還付金には 50 万円を計上いたしております。

以上で、後期高齢者医療特別会計当初予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 36 号、平成 23 年度佐用町介護保険特別会計予算につきまして、提案のご説明を申し上げます。

第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ19億3,387万1,000円、サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ903万5,000円と定めております。第1条第2項、事業勘定及びサービス勘定歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算によります。

第2条、起こすことができる事業勘定の地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第2表、地方債によります。

第3条、一時借入金の借入の最高額は、事業勘定3,000万円、サービス事業勘定3,000万円と定めております。

第4条、歳出予算の各項の経費の金額を流用できる場合は、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内での流用と定めております。

それでは、本予算の事業勘定の歳入からご説明を申し上げます。

主なものは、第1号被保険者保険料が2億5,829万4,000円、国庫支出金は4億8,039万6,000円、支払基金交付金は5億3,672万5,000円、県支出金は2億7,494万6,000円となっております。繰入金は、一般会計繰入金が3億2,563万2,000円、介護給付費準備基金繰入金が1,001万5,000円、介護従事者処遇改善臨時特例基金繰入金が388万円で、合計3億3,952万7,000円となっております。諸収入では、ハイムゾンネからの返納金1,647万6,000円を計上し、町債として、当初において財政安定化基金貸付金2,740万円を計上いたしました。

続いて、歳出であります。主なものは、総務費では、緊急雇用創出事業賃金565万6,000円、第5期介護保険計画印刷代等を含む印刷製本費114万6,000円、介護システム改修委託料1,155万円、主治医意見書等手数料605万7,000円、介護認定審査会委員報酬300万円、地域包括支援センター電算システム更新業務委託料483万円、及びその電算機購入費131万3,000円を計上いたしております。総務費合計で1億945万5,000円となっております。各種の給付事業の保険給付費の合計額は、18億62万9,000円となっており、地域支援事業費の合計額は1,984万6,000円、予備費は300万円を計上をいたしました。

続いて、サービス事業勘定についてであります。歳入では、サービス収入で居宅支援サービス計画費収入として903万5,000円を計上しており、歳出では、サービス事業費で、介護予防支援委託料として684万9,000円、一般会計繰出金を218万6,000円計上いたしております。

以上、介護保険特別会計当初予算の提案の説明とさせていただきます。

次、議案第37号、平成23年度佐用町朝霧園特別会計予算につきまして、提案のご説明を申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億2,811万7,000円とし、対前年度比で461万3,000円の増額となっております。第1条第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算によります。

また、第2条、一時借入金の借入の最高額は100万円と定めております。

それではまず、本予算の歳入よりご説明をいたします。定員50名の施設入所者にかかわる事業収入を1億1,361万2,000円とし、一般会計からの繰入金を1,341万8,000円といたしております。また、諸収入では、短期宿泊事業の受託事業収入など108万6,000円を計上をいたしました。

続いて、歳出であります。民生費の内、一般管理費では施設運営のための人件費及び施設管理費など8,661万2,000円を、運営費では、入所者に関する食事材料費など4,146万5,000円を計上し、予備費4万円とで、合計1億2,807万7,000円といたしております。

以上、簡単でございますが朝霧園特別会計の23年度当初予算の提案説明とさせていただきます。

議案第 38 号、平成 23 年度佐用町簡易水道事業特別会計予算についての提案のご説明を申し上げます。

まず、予算説明書第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 9 億 6,236 万 4,000 円、前年度対比 26.5 パーセントの増加であります。

款項、区分ごとの金額は、第 1 表、歳入歳出予算に掲げておりますが、その中身につきまして、ご説明を申し上げます。

まず、歳入よりご説明いたします。負担金においては、新規加入及び口径変更による加入金 20 件、工事負担金 5 戸分 700 万円を計上をいたしました。

水道使用料については、平成 22 年度の収納状況を勘案し、現年度分 3 億 3,780 万 1,000 円を見込み計上をいたしました。前年度対比 0.3 パーセントの増を見込んでおります。手数料については、それぞれの規定に基づき、所要の金額を計上いたしました。

国庫補助金につきましては、簡易水道施設災害復旧事業費補助金 1,379 万 2,000 円を計上いたしております。補助率は 2 分の 1 であります。

財産運用収入については、簡易水道事業基金積立金利子 33 万 1,000 円を、土地建物貸付収入として広山水道管理住宅貸付収入 18 万円を計上をいたしました。

一般会計繰入金については、建設改良費・元利償還金・災害復旧事業費等の充当財源として 3 億 6,416 万 6,000 円を予定いたしております。

諸収入については水道管移設補償費、本位田水管橋補償費等に 6,896 万円を計上いたしました。

町債については、河川改修工事に伴う水道管及び水管橋の移設に伴う充当財源として、簡易水道事業債 1 億 5,620 万円、簡易水道施設災害復旧事業債 1,370 万円を計上をいたしました。

次に、歳出の説明をいたします。一般管理費の主なものは、人件費及び経常経費でございます。なお、公課費として消費税納付金 1,322 万 2,000 円を計上をいたしました。現場管理費については、簡易水道施設の維持管理経費として総額 2 億 2,021 万 2,000 円を計上をいたしました。需用費では、浄水場等の光熱水費、修繕料、医薬材料費等として 7,153 万 3,000 円を計上をいたしました。役務費においては、浄水施設の電話回線使用料等として 227 万 5,000 円を計上いたしております。委託料は、電気保安業務委託料として 83 万 4,000 円、施設清掃及び汚泥搬出等委託料 284 万 2,000 円、メーター検針委託料 5,480 件 460 万 7,000 円、薬品注入機器、中央監視システム保守点検等管理委託料 899 万 8,000 円、水質検査料 22 検体分 445 万 3,000 円、電気計装設備管理委託料 688 万 1,000 円及びメーター交換委託料 200 個分として 42 万 2,000 円を計上をいたしております。工事請負費は、中央監視信号取込工事、取水井戸清掃工事、流量計、濁度計、ろ過膜洗浄工事、ろ過器塗装工事、シーケンサー取り換え工事等、管理に必要な維持修繕工事費 1 億 1,316 万 3,000 円を計上をいたしました。原材料費では、水道資材及びメーター等の購入費として 342 万 9,000 円を計上をいたしました。建設改良費においては、委託料として、河川改修に伴う水管橋移設工事設計委託 8 件、簡易水道事業法的化業務計画等の費用を 3,989 万 3,000 円、工事請負費では、建設課道路改良に伴う水道本管移設工事、河川改修に伴う水管橋移設工事、消火栓設置工事等合計 1 億 7,718 万 9,000 円を計上をいたしました。

簡易水道施設災害復旧費においては、委託料として、実施設計費 210 万円、工事費では 2 件 5,831 万 1,000 円を計上をいたしました。

公債費では、簡易水道事業債等の償還元金 3 億 1,880 万 7,000 円、償還利子 7,733 万 6,000 円計上をいたしております。

続きまして、第 2 条の地方債でございますが、第 2 表、地方債によりましてご説明を申し上げます。2 ページをご覧ください。

簡易水道事業及び災害復旧事業、各事業の起債の限度額をそれぞれ 1 億 5,620 万円、1,370 万円と定めております。先ほど歳出の項でご説明申し上げました建設改良費及び簡易水道施設災害復旧費に充当するものでございます。起債の方法、利率等につきましては、第 2 表に記載しているとおりでございます。

最後に、第 3 条は、一時借入金の限度額を 2,000 万円と定めるものでございます。

以上で、簡易水道事業特別会計当初予算の提案の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第 39 号、平成 23 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算につきまして、提案のご説明を申し上げます。

まず、予算説明書第 1 条において、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 10 億 35 万 8,000 円と定めております。

款項、区分ごとの金額は、第 1 表、歳入歳出予算に掲げておりますが、その中身につきまして、ご説明を申し上げます。

まず、歳入においては、分担金及び負担金 162 万 7,000 円、使用料及び手数料 1 億 9,767 万 8,000 円、繰入金 6 億 5,004 万 9,000 円、繰越金 1,000 円、諸収入 8,600 万 3,000 円、町債 6,500 万円を予定いたしております。

歳出では、公共下水道事業費の総額は 3 億 9,085 万 5,000 円であり、その内、管理費は 1 億 8,519 万 9,000 円で、人件費等の一般管理費が 4,052 万 6,000 円、処理場等の現場管理費が 1 億 4,467 万 3,000 円であります。現場管理費の詳細は、5 箇所の処理場、約 120 箇所のマンホールポンプ場及び雨水ポンプ場、下水道管路の維持管理に要する経費で、需用費 4,254 万 2,000 円は、電気代、消毒剤等の医薬材料費などでございます。委託料 8,096 万 7,000 円は、浄化センター等の管理委託料、工事請負費 1,424 万 5,000 円は、汚水管路の舗装修繕・浄化センター、ポンプ場の機械電気設備の修繕等の経費でございます。事業費の建設改良費は 2 億 565 万 6,000 円であり、その内、委託料 3,400 万円は、公共下水道事業実施設計委託料で、緊急河道整備事業に伴う水管橋等の実施設計委託料でございます。工事請負費 1 億 3,393 万円は、新規加入者の公共ます設置工事、管渠の修繕工事等と復旧工事の設計に伴う水管橋等の仮設及び本設工事請負工事の経費であります。

公債費の総額は、6 億 900 万 3,000 円で、その内訳は、元金 4 億 7,066 万 5,000 円と、利子 1 億 3,833 万 8,000 円でございます。

予備費は、50 万円を計上いたしております。

続きまして第 2 条の地方債でございますが、第 2 表、地方債によりご説明を申し上げます。2 ページでございます。

特定環境保全公共下水道事業の起債の限度額を 6,500 万円と定めております。先ほど歳出の項でご説明申し上げましたが、建設改良費に充当するものであります。起債の方法、利率等につきましては、第 2 表に記載しているとおりでございます。

最後に、第 3 条、一時借入金の限度額は 1,000 万円と定めております。

以上で、特定環境保全公共下水道事業特別会計当初予算の提案説明とさせていただきます。

次に、議案第 40 号、平成 23 年度佐用町生活排水処理事業特別会計予算について、提案のご説明を申し上げます。

まず、予算説明書第 1 条で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 億 4,501 万 8,000 円と定めております。

款項、区分ごとの金額は、第 1 表、歳入歳出予算に掲げておりますが、その中身についてのご説明申し上げます。

まず、歳入においては、分担金及び負担金 85 万円、使用料及び手数料 1 億 2,033 万 8,000 円、国庫補助金 537 万 5,000 円、一般会計繰入金 3 億 1,342 万 4,000 円、繰越金 1,000 円、

諸収入 5,223 万円、町債 5,280 万円を予定いたしております。

次に、歳出においては、生活排水処理事業費の総額は 2 億 9,818 万 6,000 円であり、その内、浄化槽管理費は、浄化槽 1,830 基の保守管理運営に要する経費で 1 億 1,628 万 1,000 円。この主な内訳といたしましては、需用費 641 万 1,000 円は、プロワの更新分と浄化槽の修繕費、委託料 1 億 175 万 2,000 円は、浄化槽の保守管理及び水質検査料でございます。浄化槽事業費の工事請負費 750 万円は、緊急河道整備事業で移設する浄化槽の設置費でございます。農業集落排水施設管理費では 8,030 万 5,000 円は、10 箇所の農業集落排水施設の維持管理に要する経費であり、その内訳は、一般管理費 1,734 万 2,000 円と現場管理費 6,296 万 3,000 円でございます。一般管理費は人件費等の経費であり、現場管理費の需用費 1,746 万 1,000 円は、処理場等の電気代等の経費、委託料 3,475 万 8,000 円は、処理場の保守管理と、機械電気設備の点検整備にかかる経費でございます。工事請負費 875 万 3,000 円は、汚水管路の舗装修繕、新規加入者のます設置費、ポンプ等修繕請負工事費でございます。農業集落排水施設事業費は、9,410 万円で、その内、委託料 1,000 万円は、測量調査設計委託料で、横坂・平福地区河川復旧工事に伴う水管橋等の測量調査委託料でございます。工事請負費、8,400 万円は、復旧工事の設計に伴う水管橋や国道等埋設管の仮設及び本設工事請負工事の経費でございます。

災害復旧費は、1,079 万 5,000 円。これは横坂のカメイワ橋汚水管路の災害復旧工事で、実施時期については、県河川復興室と協議を重ねて実施をしております。

公債費は、2 億 3,553 万 7,000 円で、元金 1 億 6,844 万 3,000 円、利息 6,709 万 4,000 円でございます。

予備費は、50 万円といたしております。

地方債につきましては、農業集落排水事業及び災害復旧事業、各事業の起債の限度額をそれぞれ 4,750 万円、530 万円と定めてございます。先ほど歳出の項でご説明申し上げました農業集落排水施設事業費及び災害復旧費に充当するものでございます。起債の方法、利率等につきましては、第 2 表に記載しているとおりでございます。

最後に、第 3 条では、一時借入金金の限度額を 1,000 万円と定めております。

以上で、生活排水処理事業特別会計の当初予算の提案の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第 41 号、平成 23 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計予算について、提案のご説明申し上げます。

西はりま天文台公園は、昨年開園 20 周年を迎え 5 月に記念式典を挙行いたしました。この間順調に運営管理ができておりますことは、兵庫県はもとより佐用町におきましても、きわめて厳しい財政事情の中で、議会をはじめ、町民各位のご理解とご支援の賜物と、厚くお礼申し上げます次第でございます。設置者であります兵庫県の財政状況も非常に厳しさを増しておるなかであります。引き続きのご支援をよろしくお願いを申し上げます。

さて、平成 23 年度の予算編成方針であります。従来通り、県から指定管理料を中心に一般会計からの繰入金と、野外活動センター使用料、家族用ロッジ使用料等を主な財源として編成をいたします。

財源の約 80 パーセントを占めております指定管理料につきましては、県における財政事情も非常に厳しい状況であり、人件費分は約 3 パーセント増額となっておりますものの、運営費分につきましては約 18 パーセントの減額、合計では約 6 パーセントの減額となっております。このように非常に厳しい予算となっておりますが、このことを踏まえたうえで、効率的かつ適切な執行による運営管理を行っていきたいというふうに考えます。

それでは予算の内容であります。平成 23 年度予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 億 8,186 万 9,000 円といたしております。

まず歳入でございますが、使用料の 1,653 万 8,000 円は、町立野外活動センター及び県

施設家族用ロッジの使用料収入でございます。

県支出金の1億4,658万3,000円は、公園の管理運営に要する人件費、運営費、整備費に充てる県からの指定管理料でございます。

繰入金の1,510万9,000円は町費支弁職員2名の人件費を含む町施設であります野外活動センターの管理運営に充てる一般会計からの繰入金でございます。

雑入の346万1,000円は、シート使用料253万円をはじめとする水道、電気棟の使用料徴収金でございます。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

社会教育費の1億8,139万1,000円は、公園の管理運営に要する費用であります。その内訳として、社会教育総務費の1億351万1,000円は主に人件費であります。グループロッジ運営費863万5,000円は町施設の野外活動センターの管理運営に伴う費用でございます。天文台公園運営費の6,924万5,000円は野外活動センターを除く公園の管理運営のための費用でございます。新規事業を計上する余裕はなく、前年当初と比較して大きく減額になりましたのは、天文台公園運営費の消耗品費、修繕料、天文機器保守管理委託料、工事請負費などでございます。

公債費は、既に償還が終わっておりますので計上いたしておりません。

その他、基金費として17万8,000円、予備費30万円を計上いたしております。

以上で、西はりま天文台公園特別会計の当初予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第42号、平成23年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計予算につきまして、提案のご説明を申し上げます。

この予算は、笹ヶ丘荘の管理運営にかかる予算で、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億1,695万1,000円といたしております。

まず、歳入の主なものは、使用料9,783万円、受託事業受入金24万円、一般会計からの繰入金1,869万6,000円といたしております。

歳出の主なものは、笹ヶ丘荘及び交流会館の管理運営に係る費用1億1,695万1,000円といたしております。

以上で、笹ヶ丘荘特別会計当初予算の提案説明といたします。

引き続きまして、議案第43号、平成23年度佐用町歯科保健特別会計予算につきまして、ご説明を申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,970万7,000円と定めております。第1条第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算によります。

また、一時借入金の借入の最高額は、1,000万円と定めております。

本予算の、まず、歳入よりご説明をいたします。主なものは、診療報酬1,953万3,000円、一般会計繰入金800万円、歯ブラシ売上料等の諸収入は217万2,000円となっております。

続いて、歳出でございますが、主なものは総務費では、歯科医師報酬738万円のほか、歯科衛生士等の人件費等で合計2,624万8,000円、医業費では、医薬材料費・歯科技工委託料等で合計345万9,000円となっております。

以上で、歯科保健特別会計の当初予算の提案の説明といたします。

続きまして、議案第44号、平成23年度佐用町宅地造成事業特別会計予算につきまして、提案のご説明を申し上げます。

この予算は、さよひめ団地1区画、広山団地2区画及び長尾団地5区画の分譲及び公債費の償還にかかるものが主な内容で、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,765万5,000円といたしております。

まず、歳入の主なものは、財産売払収入 4,685 万 8,000 円、財産運用収入 12 万 5,000 円、基金繰入金 67 万円といたしております。

歳出の主なものには、宅地造成基金 1,521 万 6,000 円、公債費 3,067 万円、予備費 120 万円といたしております。

以上、簡単でございますが宅地造成事業特別会計の当初予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 45 号、平成 23 年度佐用町農業共済事業特別会計予算につきまして、提案のご説明を申し上げます。

平成 23 年度の収益的収入及び支出の予定額は、収入・支出とも 1 億 73 万円を計上させていただいており、対前年度比 102.4 パーセントであります。

主な内容は、共済事業予定量、農作物共済の水稲については、引受戸数 1,810 戸、引受面積 7 万 2,430 アール、前年より引受戸数で 23 戸の減、麦については、引受戸数 8 戸、引受面積 4,000 アールで、前年より引受面積で 600 アールの減を見込んでおります。家畜共済では、引受戸数 30 戸、頭数で 2,900 頭、前年より 210 頭の増、畑作物共済では、引受戸数 42 戸、引受面積 9,878 アールで前年より引受戸数で 3 戸、引受面積で 1,709 アールの減となっておりますが、引受のうち丹波黒が減少しているため畑作物勘定では 22 年度実績により算定をいたしております。

園芸施設共済では、新規引き受け増加により引受戸数 28 戸、65 棟で若干の増を見込んでおります。損害防止事業としては、前年度に引き続き獣害対策への補助、家畜の寄生虫駆除、繁殖障害予防等を予定いたしております。

収益的収入及び支出の農作物勘定は、661 万 2,000 円、家畜共済勘定は 4,195 万 6,000 円、畑作物共済勘定は 381 万 8,000 円、園芸施設共済勘定は 85 万 1,000 円、業務勘定は 4,749 万 3,000 円計上させていただいており、農作物は若干の減、家畜は増額、畑作物勘定は、ほぼ前年並みの予算、園芸施設共済勘定は若干の増、業務勘定は、3 年毎の損害評価会委員の改選による研修経費を計上させていただいております。

業務勘定収益の主なものといたしましては、一般会計からの補助金 3,292 万 6,000 円、共済事業加入者からの賦課金 371 万 1,000 円、県共済組合連合会から損害防止助成金 150 万 3,000 円を計上、支出の主なものといたしましては、連合会への支払い賦課金 190 万 5,000 円、一般管理費 3,949 万 6,000 円、損害評価費 298 万 4,000 円、損害防止費 286 万 3,000 円を計上させていただいております。

以上で、農業共済事業特別会計の当初予算の提案説明とさせていただきます。

続きまして、議案第 46 号、平成 23 年度佐用町石井財産区特別会計予算につきましての、提案のご説明を申し上げます。

石井財産区特別会計の予算総額は、収入・支出それぞれ 362 万 8,000 円を計上させていただいております。

収入の主なものは、22 年度からの繰越金 362 万 7,000 円、支出は風倒木処理の作業委託料 50 万円と経常経費等を計上させていただいております。

以上で、石井財産区特別会計の当初予算の提案の説明とさせていただきます。

引き続きまして、議案第 47 号、平成 23 年度佐用町水道事業会計予算につきましての提案のご説明を申し上げます。

近年の水道事業の状況は、給水人口の減少に伴い、有収水量の減少による収益の減少と施設の老朽化による、施設更新による費用の増加により、厳しい経営状況になっております。今年度は河川改修事業が本格化して、水道の環境も大きく変わろうとしておりますが、町民の皆様が安心して飲んでいただける、安全な水道水の供給をめざして取り組んでまいりたいと思っております。

まず、第2条の業務の予定量としまして、給水戸数1,944戸、年間総給水量68万2,550立米、一日平均給水量1,870立米、受託工事1箇所を予定いたしております。

次に、第3条、収益的収入及び支出の予定額は、収入額1億3,381万9,000円に対し、支出額2億5,324万9,000円で1億1,943万円の赤字が生じる見込みでございます。その主な原因は減価償却費及び固定資産除却費、特定収入分消費税費用化の増加でございます。

第4条では資本的収入及び支出の予定額を、収入額5億4,508万8,000円に対しまして、支出額5億8,903万6,000円とし、収入不足額4,394万8,000円は、過年度分損益勘定内部留保資金で補填する予定といたしております。

第5条では、上水道施設災害復旧事業に係る企業債の借り入れ限度額を1億2,620万円、利率を3パーセント以下と定めております。

一時借入金の限度額を2,000万円と定めております。

第7条で、予定支出の各項の金額の流用できる金額を定めて、第8条では議会の議決を経なければ流用できない経費の職員給与費及び報酬も定めております。

第9条では、一般会計からの補助金として、高料金対策費1,547万円、基礎年金拠出金拠出額62万4,000円、子ども手当負担金7万2,000円、災害復旧費補助金306万7,000円、それぞれ定めてございます。

なお、第10条では、たな卸し資産購入限度額を53万3,000円といたしております。

内容の詳細につきましては、予算実施計画、資金計画、収入及び支出見積基礎等それぞれ添付いたしておりますので、ご覧をいただきたいと存じます。

以上、議案第32号から議案第47号まで16会計一括して概要につきましてはのご説明申し上げます。十分にご審議をいただき、ご承認賜りますようお願いを申し上げ、提案のご説明とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（矢内作夫君） 議案第32号ないし議案第47号の、提案に対する当局の説明が終わりました。

ただ今議題にしております、議案第32号ないし議案第47号につきましては、平成23年度佐用町一般会計並びに各特別会計予算であります。この件に関しましては、日程第53で、全員による予算特別委員会を設置し、予算特別委員会に付託することにいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、異議なしと認めます。よって議案第32号ないし議案第47号につきましては、予算特別委員会に付託することに決定をいたしました。

---

日程第47・議案第48号 佐用町防災会議条例の一部を改正する条例について

議長（矢内作夫君） 続いて日程第47、議案第48号、佐用町防災会議条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第48号、佐用町防

災会議条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回改正しようとする内容は、災害検証委員会から提言をいただいております、地域防災計画の見直し案を協議いただきたく、防災会議の委員について、従来の委員選出機関のほかに、町長が必要と認める機関からも委員に出ていただけるようにしたいと考えております。

また、委員の定数については、それぞれの機関ごとに任命する人数を定めておりましたが、役場組織の再編や指定地方行政機関の職員からの任命など、防災会議全体で委員定数を40人以内とし、委員の任命について柔軟な対応ができるように考えております。

ご承認賜りますようお願いを申し上げ、提案の説明とさせていただきます。

議長（矢内作夫君） はい、提案に対する当局の説明が終わりました。

議案第48号は、総務常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みの上、質疑をお願いします。

これから質疑を行います。質疑ありますか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、鍋島君。

16番（鍋島裕文君） じゃあ、1点だけ。今、提案説明のあった、今のメンバーから新たにね、町長が特に必要という方をメンバーに加えるということでありましてけれども、これは、具体的に、どういう方を想定されておられるのか。提案の一番根本ですけれども、その説明願います。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、企画防災課長。

企画防災課長（長尾富夫君） これからまだ、調整はしなければならないんですけども、神戸の海洋気象台とか、こういう気象台関係を、できれば入れていきたいというふうに考えております。

議長（矢内作夫君） はい、よろしいか。

16番（鍋島裕文君） はい。

議長（矢内作夫君） 他には、ありませんか。

はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結いたします。

ただ今、議題となっております、議案第48号は、会議規則第37条の規定により、総務常任委員会に付託することにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） ご異議なしと認めます。よって議案第48号、佐用町防災会議条例の一部を改正する条例については、総務常任委員会に付託することに決定をいたしました。

---

日程第 48 . 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議長（矢内作夫君） 続いて日程第 48 に入ります。  
諮問第 1 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。  
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただ今、上程をいただきました諮問第 1 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。  
現在人権擁護委員として活躍いただいております、佐用町平福 151 番地、井上眞生氏の任期が、23 年 6 月 30 日をもって 3 年が経過して満了となるため、引き続き 2 期目の人権擁護委員に候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第 6 条第 3 号の規定により、議会の意見を求めるものでございます。  
ご同意いただけますように、お願いを申し上げ、提案の説明とさせていただきます。

議長（矢内作夫君） はい、提案に対する当局の説明は終わりました。  
諮問第 1 号につきましては、本日即決といたします。  
ここで、資料配布のため、しばらく休憩をします。

午後 0 2 時 4 2 分 休憩

-----  
午後 0 2 時 4 4 分 再開

議長（矢内作夫君） はい、休憩を解き会議を続行いたします。  
お諮りをいたします。諮問第 1 号については、お手元に配りました意見のとおり、適任と答申したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議なしと認めます。よって諮問第 1 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきましては、お手元に配りました意見のとおり、適任と答申することに決定しました。

---

日程第 49 . 同意第 1 号 損害評価会委員の選任同意について

議長（矢内作夫君） 続いて日程第 49、同意第 1 号、損害評価会委員の選任同意についてを議題といたします。  
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今上程をいただきました同意第 1 号、佐用町農業共

済損害評価委員の選任同意についてご説明申し上げます。

現在の、損害評価会委員の任期が本年の3月31日を以って満了となるため、その後任として、各地区からご推薦いただいた、別紙の26名の方を新たに損害評価会委員に選任いたしたく、佐用町農業共済条例第133条及び第134条の規定により議会の同意を求めるものであります。

なお、任期は、平成26年3月31日までの3年間でございます。

ご審議賜り、ご同意いただきますようお願いを申し上げ、提案の説明とさせていただきます。

議長（矢内作夫君） はい、提案に対する当局の説明が終わりました。

同意第1号につきましても、本日即決といたします。

この際、お諮りをいたします。同意第1号については、人事案件でありますので、議事の順序を省略して、直ちに採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議なしと認めます。

それでは採決を行います。

同意第1号、損害評価会委員の選任同意について、原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員と認めます。よって本案は、原案のとおり同意されました。

---

日程第50. 請願第1号 「取調べの可視化など刑事訴訟法の改正を求める意見書」に関する請願書

議長（矢内作夫君） 続いて日程第50、請願第1号、「取調べの可視化など刑事訴訟法の改正を求める意見書」に関する請願書を議題といたします。

請願に対する紹介議員の説明を求めます。2番、新田俊一君。

〔2番 新田俊一君 登壇〕

2番（新田俊一君） ただ今、議長の方から提案がございましたとおり、どこ読むんだっ  
たかいな、これ。請願第1号、請願者の氏名、会長、乗鞍良彦。件名は、「取調べの可視化  
など刑事訴訟法の改正を求める意見書」に関する請願書でございます。

内容的には、前もって、封書ででもお渡ししたし、ビデオも預かっておりますので、それを見ていただければ、ある程度のごことは、分かると思いますし、私自身が、直接その、ビデオというんですか、それで見ただけなんですけれども、この間、ちょっとこう、新聞に出ておったわけですけど、2月22日の新聞に、警部補、脅迫を認めるというようなことを書いてあるんですけれども、ずっとこう聞いておりましたら、非常にこう、私自身もびっくりするような言葉でね、こりゃ、おとれ、なめとったらあかんぞ。おりゃあ、警察な

んぼのもんだいっちゅうようなもんでね、まあ、そういう勢いの話し合いがあったわけなんです。そういったことをお聞きしまして、これは是非、ビデオに撮って、ちゃんとしておくべきじゃないかということで、紹介議員として名前を挙げさせていただきました。

内容的に、読ませていただきますと、平成 21 年 5 月 21 日から裁判員制度が導入され、刑事裁判に国民感情が反映されるようになることが期待されている。実際の刑事裁判では、自白の任意性と信用性が争点となることが多く、その場合、被告人を取調べた多数の捜査関係者を証人尋問して、捜査関係者の証言が真実かどうかを見極めなければならないため、職業裁判官でも判断が難しい仕事であると言われている。そこで、裁判員が、取調べの状況を検証し、供述調書の任意性や信用性の判断を容易に、かつ正確になしうるようにするべく、取調べの可視化、全過程の録画を実現しなければならない。

また、昨年 9 月 10 日に無罪判決が言い渡された厚生労働省元局長事件では、大阪地検特捜部による違法・不当な取調べが明らかとなり、さらには主任検察官が客観的証拠であるフロッピーディスクに改ざんを加えていたことが明らかとなった。本件のような違法・不当な捜査を抑止し、冤罪被害を生み出さないためには、取調べの可視化、全過程の録画が不可欠である。

現在、検察庁では、裁判員裁判対象事件につき、検察官の裁量により取調べの一部録画が行われ、また、警察庁でも、取調べの一部録画が試行されている。しかし、取調べの実態の評価を誤らせる危険がある。よって、速やかに取り調べの全過程の録画を行うことで、取調べの可視化を実現しなければならない。

以上により、国におかれては、録画・録音による刑事事件の取調べの全過程の可視化などを内容とする刑事訴訟法の改正を早急に行われるよう、強く要望する。

というようなことで、兵庫県の弁護士会の会長から来ておりますので、是非、賛成いただきますよう、お願い申し上げます。以上です。

議長（矢内作夫君） はい、請願に対する紹介議員の説明が終わりました。

ここで、お諮りをいたします。請願第 1 号は、質疑を省略し、会議規則第 87 条の規定により、総務常任委員会に付託して審査することとしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議なしと認めます。よって請願第 1 号、「取調べの可視化など刑事訴訟法の改正を求める意見書」に関する請願書は、総務常任委員会に付託することに決定をいたしました。

〔西岡君「議長」と呼ぶ〕

議長（矢内作夫君） はい。

15 番（西岡 正君） 休憩動議、提出しますわ。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） 休憩しましょうか。それでは、ここで、

〔町長「終わり違うん。これで」と呼ぶ〕

議長（矢内作夫君）

はい。

町長（庵逄典章君）

まだ、あるんですか。

議長（矢内作夫君）

暫時休憩です。

町長（庵逄典章君）

いや、議会があるんですか。まだ、議案があるんですかって。

議長（矢内作夫君）

あるんです。まだ。はい、いや、何件あるんかいな。

はい、それでは暫時休憩します。再開を5分としましょうか。はい、3時5分。

午後02時53分 休憩

午後03時04分 再開

議長（矢内作夫君）

それでは、休憩を解き会議を続行いたします。

日程第51. 請願第2号 兵庫県教育委員会に対して「高校普通科の通学区・西播学区を拡大しないことを求める意見書」の提出を求める請願

議長（矢内作夫君）

続いて日程第51、請願第2号、兵庫県教育委員会に対して「高校普通科の通学区・西播学区を拡大しないことを求める意見書」の提出を求める請願を議題といたします。

請願に対する紹介議員の説明を求めます。10番、山本幹雄君。

〔10番 山本幹雄君 登壇〕

10番（山本幹雄君）

請願2といたしまして、兵庫県教育委員会に対して「高校普通科の通学区・西播学区を拡大しないことを求める意見書」の提出を求める請願であります。

請願の趣旨としましては、2009年度、県教育委員会は、高校教育改革第2次実施計画に基づいて兵庫県高等学校通学区区域検討委員会を設置し、2010年4月に、中間まとめを発表いたしました。この中間まとめによれば、現行の西播学区は姫路・福崎学区と統合され、広大な播磨西学区になることが構想されています。既に学区拡大が進んでいる他府県では、学校間格差が拡大し、遠距離長時間通学を余儀なくされた生徒が増加しています。

また、家庭の貧困が拡大する中で、通学費の高さから高校進学を断念せざるを得ない生徒もあらわれています。

更に、進学希望者が減った高校の統廃合も懸念されており、その地域では、地元の人材確保ができなくなるのではないかと心配だという状況も生まれております。

西播学区においても学区の拡大がおこなわれると、競争の教育がさらに進み、中学校での教育がゆがめられるとともに、姫路市への流出が始まります。そして、流出した分だけ不本意な流入者が加入することになります。その結果、保護者・生徒の金銭的・時間的負担が今以上に強いられ、統廃合の心配や地域の活性化への懸念が出されてくることとなります。2011年1月26日に県立姫路労働会館で県教育委員会が行われた、通学区見直しに

関する地域説明会・意見交換会において、高等学校長・教員・保護者・一般の参加者が多数発言をしましたが、賛成の意見は全くなく、全て反対か懸念を示すものでありました。

以上の理由により、貴議会において、高校普通科の通学区・西播学区を拡大しないことを求める意見書の採択をしていただくようお願いいたしますというのであります。

そういうことでありますので、佐用町議会としても、この意見書に、学区の統廃合に反対するという請願に対して、皆さんの賛同をお求めいたします。よろしく願いいたします。

議長（矢内作夫君） はい、請願に対する紹介議員の説明が終わりました。

ここでお諮りをいたします。請願第2号は、質疑を省略し会議規則第87条の規定により、総務常任委員会に付託して審査することとしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） ご異議なしと認めます。よって請願第2号、兵庫県教育委員会に対して「高校普通科の通学区・西播学区を拡大しないことを求める意見書」の提出を求める請願は、総務常任委員会に付託することに決定をいたしました。

---

日程第52．請願第3号 「中小業者の自家労賃を必要経費として認めることを求める意見書」を国会及び政府に送付すること

議長（矢内作夫君） 続いて日程第52、請願第3号、「中小業者の自家労賃を必要経費として認めることを求める意見書」を国会及び政府に送付することを議題といたします。

請願に対する紹介議員の説明を求めます。

5番、金谷英志君。

〔5番 金谷英志君 登壇〕

5番（金谷英志君） 請願第3号、請願者の氏名、住所。相生市大島町8の4、相生民主商工会婦人部部長、磯中幸代。

件名、「中小業者の自家労賃を必要経費として認めることを求める意見書」を国会及び政府に送付すること。

請願の趣旨を朗読して、説明に変えさせていただきます。

私たち中小業者は地域経済の担い手として、日本経済の発展に貢献してきました。

しかし、長引く不況、アメリカ発といわれる金融危機が重くのしかかり、中小業者は倒産、廃業などかつてない危機に直面しています。そんな中で、私たち業者婦人は自営中小業者の家族従業者として、女性事業主として商売、子育て、介護と休むまもなく働いています。

しかし、どんなに働いても家族従業者、働き分、自家労賃は税法上、その給料が経費に認められません。所得税法56条で、配偶者とその家族が事業に従事したとき、対価の支払い、給料は必要経費に算入しないと定められているからです。事業主の所得から控除される働き分は、配偶者の場合は86万円、家族の場合は50万円で、家族従業者はこのわずかな控除が収入とみなされるため、社会的にも経済的にも全く自立できない状況となって

います。家業を一緒にやりたくてもできないことが、後継者不足に拍車をかけています。

また、家族の働き分が下請け単価に反映されず低工賃の温床に。交通事故に遭った時の保険給付が専業主婦より低いなどの不利益があります。家族従業者というだけで給料を認めないのは、法の下の平等を定めた憲法 14 条、両性の平等を定めた憲法 24 条に違反する問題です。

地方自治体でも所得税法 56 条廃止への理解が広がり、本年 1 月現在 309 の自治体が廃止を求める等の決議、意見書を採択しており、兵庫県下では宍粟市や太子町などで採択されています。

ドイツ・フランス・アメリカなど世界の主要国では、自家労賃を必要経費としています。私たちは税法上も、民法、労働法や社会保障上でも一人ひとりが人間として尊敬される憲法に保障された権利を要求します。

ぜひ、中小業者の自家労賃を必要経費として認めることを求める意見書の採択をお願いいたします。

以上、説明とさせていただきます。

議長（矢内作夫君） 請願に対する紹介議員の説明が終わりました。

ここで、お諮りをいたします。請願第 3 号は、質疑を省略し、会議規則第 87 条の規定により、産業建設常任委員会に付託して審査することにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議なしと認めます。よって請願第 3 号、「中小業者の自家労賃を必要経費として認めることを求める意見書」を国会及び政府に送付することは、産業建設常任委員会に付託することに決定をいたしました。

---

議長（矢内作夫君） ここで、鍋島議員から質問がありました件につきまして、住民課長から発言の申し出があります。許可しますので。

住民課長（谷口行雄君） 午前中の印鑑条例の一部の改正につきまして、鍋島議員から質問がございました。ちょっと、その場ではお答えできませんでしたので、今からちょっと、お答えさせていただきます。

法律につきましては、条例の上位条例があるということです。本来は、法律に規定条項があれば、そのまま条例は必要ないとは、これは、私も理解しております。ただ、今回の問題では、実務運用におきまして、いろいろと誤りを避けたり、または、利便性があるということで、あえて規定するという例も、他にもあるということを聞いております。それで、調べてみますと、今回の適用除外につきましても、他市町も多く定められているのが、見受けられました。そういうことで、本町も同様に、このようにして、記述して整理させていただきます。そういうことで、どうかご理解をお願いしたいと思います。

---

#### 日程第 53 . 予算特別委員会の設置及び委員定数について

議長（矢内作夫君） はい。それでは、続いて、日程第 53 に入ります。

お手元に配布をいたしております、予算特別委員会の設置及び委員定数についてを議題といたします。

お諮りをいたします。平成 23 年度佐用町一般会計及び 15 特別会計の予算審査のため、全員による予算特別委員会を設置したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議なしと認めます。よって、全員による予算特別委員会を設置することに決定をされました。

---

#### 日程第 54 . 予算特別委員会委員長及び副委員長の選任について

議長（矢内作夫君） 続いて日程第 54 に入ります。

予算特別委員会委員長及び副委員長の選任についてを議題といたします。

委員長及び副委員長の選任については、先の全員協議会において協議がされ、委員長及び副委員長が決定をされております。

予算特別委員会委員長及び副委員長の氏名を議長より発表いたします。

佐用町議会予算特別委員会委員長、鍋島裕文君。副委員長、新田俊一君。以上の両君が予算特別委員会委員長及び副委員長に選任をされました。

---

#### 日程第 55 . 委員会付託について

議長（矢内作夫君） 続いて日程第 55 に入ります。

日程第 55 は、委員会付託についてであります。

ここで、資料配布のため、しばらく休憩をします。

午後 0 3 時 1 5 分 休憩

午後 0 3 時 1 6 分 再開

議長（矢内作夫君） はい、休憩を解き会議を続行いたします。

お諮りします。お手元に配布しました議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に審査を付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議なしと認めます。よって、そのように決めます。

---

議長（矢内作夫君） 以上をもちまして本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。委員会等開催のため明 3 月 2 日から 9 日までは、本会議を休会したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君）           ご異議なしと認めます。よってそのように決めます。

それでは、次の本会議は、来る3月10日午前9時30分より再開し、一般会計及び各特別会計補正予算案の審議を行いますのでご承知くださいますようお願いをしておきます。

それでは、本日はこれにて散会をいたします。どうもご苦労さんでした。

午後03時17分 散会

---